

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和4年6月23日（水）午前8時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	久保 史睦 君	副委員長	前島 広紀 君
委員	植山 太介 君	委員	今吉 直樹 君
委員	竹下 智行 君	委員	前田 幸一 君
委員	山口 仁美 君	委員	宮田 竜二 君
委員	徳田 修和 君	委員	仮屋 国治 君
委員	下深迫 孝二 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	野村 和人 君	議員	藤田 直仁 君
議員	鈴木 てるみ 君	議員	木野田 誠 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	橋口 洋平 君	財政課長	石神 幸裕 君
財政課主幹	末増 あおい 君		
企画部長	出口 竜也 君	企画政策課長	上小園 拓也 君
地域政策課長	藤崎 勝清 君	DX推進課	野村 博昭 君
福山総合支所長	山元 幸治 君	溝辺総合支所長	堂平 幸司 君
企画政策課主幹	藤田 光治 君	地域政策課主幹	今村 信也 君
福山地域振興課主幹	稲留 真智子 君	溝辺地域振興課主幹	宗像 茂樹 君
DX推進課情報化推進グループ長	二宮 紀仁 君	福山地域振興課地域振興・教育G主査	小野田 誠 君
企画政策課企画政策G主任主事	藤山 健 君	地域政策課中山間地域活性化G主任主事	松元 聖哉 君
市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	有満 孝二 君
環境衛生課長	末松 正純 君	スポーツ・文化振興課長	久木田 勇 君
国民体育大会推進課長	赤塚 孝平 君	市民活動推進課市民環境政策グループ長	山口 留美子 君
市民活動推進課主幹	原田 美朗 君	スポーツ・文化振興課主幹	中島 大輔 君
国民体育大会推進室主幹	崎元 隆一 君	国民体育大会推進課主幹	笹峯 毅志 君
環境衛生課衛生施設グループ長	四本 久 君	国民体育大会推進課競技・式典Gリーダー	川添 哲弘 君
環境衛生課衛生施設G主査	塩満 慶太 君	環境衛生課衛生施設G主査	豊住 忠幸 君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流G主任主事	有菌 宏樹 君		
農林水産部長	八幡 洋一 君	農政畜産課長	鎌田 順一 君
林務水産課長	市来 秀一 君	林務水産課長補佐	奥 芳生 君
農政畜産課主幹	内村 光孝 君	林務水産課主幹	川原 昭二 君
農政畜産課農政第1グループ長	淵ノ上 博己 君	農政畜産課農政第2グループ長	宮原 博和 君
林務水産課林務水産Gリーダー	清藤 明夫 君		
商工観光部長	谷口 隆幸 君	商工振興課長	池田 豊明 君
商工観光課特任課長	住吉 謙治 君	観光PR課長	寶徳 太 君
商工観光施設課長	園畑 精一 君	商工振興課主幹	西村 賢三 君
観光PR課主幹	隈元 秀一 君	商工観光施設課主幹	松崎 義美 君
商工振興課企業振興室リーダー	中村 光秀 君	商工振興課商工観光政策Gリーダー	川野 洋也 君
観光PR課観光振興Gリーダー	福本 幸一郎 君	商工観光施設課施設管理G主査	若松 樹 君

商工振興課企業振興室主任主事	春口 康太 君		
建設部長	猿渡 千弘 君	建設政策課長	竹下 淳一 君
建設施設管理課長	安田 善郎 君	土木課長	西元 剛 君
建築指導課長	下舞 和稔 君	都市計画課長	秋窪 達郎 君
建設政策課主幹	笛田 純一 君	建設施設管理課	落水田 剛 君
建築住宅課主幹	鶴ヶ野 浩二 君	建築指導課主幹	中澤 クミ子 君
土木課道路整備第1グループ長	徳重 和博 君	土木課道路整備第2グループ長	叶 和美 君
都市計画課都市計画グループ長	米田 大祐 君	建築指導課建築指導グループ長	新鍋 周平 君
建設政策課政策G主査	今村 翔 君	建築住宅課建築第2G主査	有枝 隼人 君
教育部長	池田 宏幸 君	教育総務課長	西 敬一朗 君
学校教育課長	阿多石 英樹 君	学校給食課長	西溜 和幸 君
社会教育課長	福永 清美 君	学校教育課長補佐	久留 理剛 君
学校給食課主幹	竹下 裕一郎 君	社会教育課主幹	井上 寛昭 君
教育総務課教育政策グループ長	山内 太 君	学校教育課学事グループ長	濱田 香織 君
社会教育課文化財グループ長	堀之内 清子 君	学校教育課指導事務G指導主事	前原 佑亮 君
メディアセンター指導主事	時任 志郎 君		
保健福祉部長	小倉 正実 君	保健福祉部特任次長	有村 和浩 君
保健福祉政策課長	川畑 信司 君	長寿・障害福祉課長	山口 清行 君
保険年金課長	宮永 幸一 君	健康増進課長	小松 弘明 君
保健福祉政策課主幹	森山 勇樹 君	長寿・障害福祉課主幹	唐鎌 賢一郎 君
保険年金課主幹	中村 和仁 君	健康増進課主幹	上小園 貴子 君
こども・くらし相談センター所長	野崎 勇一 君		
保健福祉政策課政策グループ長	宮原 健介 君		
税務課長	吉永 利行 君	税務課主幹	有村 昭司 君
税務課市民税Gグループ長	袴 貴子 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第54号 令和4年度霧島市一般会計補正予算（第4号）について

議案第56号 令和4年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について

議案第57号 令和4年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第58号 令和4年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前8時55分」

○委員長（久保史睦君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る6月14日及び17日の本会議で付託されました議案4件の審査を行います。お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 8時56分」

「再 開 午前11時25分」

△ 議案第54号 令和4年度霧島市一般会計補正予算（第4号）について

△ 議案第56号 令和4年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、議案第54号、令和4年度霧島市一般会計補正予算（第4号）及び議案第56号、令和4年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について、総括及び総務部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第54号令和4年度霧島市一般会計補正予算（第4号）について及び議案第56号令和4年度霧島市一般会計補正予算（第5号）についてを、続けてご説明申し上げます。まず、補正予算（第4号）は、新型コロナウイルス感染症にかかる本市の緊急対応策第5弾となる1事業に要する経費をはじめ、国・県などから事業採択等の通知があった各種事業に要する経費等を主なものとしています。歳入につきましては、特定財源としてそれぞれの事業の実施に伴う国・県支出金、基金繰入金、市債等を、一般財源として令和3年度からの決算剰余見込み額の一部を計上しています。その結果、歳入歳出それぞれ1億8,092万4千円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ656億1,013万円としようとするものとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行おうとするものです。次に、補正予算（第5号）は、新型コロナウイルス感染症に係る本市の緊急対応策第6弾となる10事業及び議案第55号の和解に伴い必要となる経費を計上しています。歳入につきましては、特定財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び諸収入等を、一般財源として令和3年度からの決算剰余見込み額の一部を計上しています。その結果、歳入歳出それぞれ3億2,904万円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ659億3,917万円としようとするものです。引き続き、財政課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○財政課長（石神裕幸君）

まず、令和4年度霧島市一般会計補正予算（第4号）に係る財政課所管の予算についてご説明申し上げます。令和4年度一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の19、20ページをお開きください。（款）21繰越金、（項）1繰越金、（目）1繰越金、（節）1繰越金の213万7千円の増額は、令和3年度からの決算剰余見込み額の一部を、予算編成のための一般財源として計上するものです。次に、令和4年度霧島市一般会計補正予算（第5号）に係る財政課所管の予算についてご説明申し上げます。令和4年度一般会計補正予算（第5号）に関する説明書の12、13ページをお開きください。（款）21繰越金、（項）1繰越金、（目）1繰越金、（節）1繰越金の9,227万円の増額は、令和3年度からの決算剰余見込み額の一部を、予算編成のための一般財源として計上するものです。以上で説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第54号について質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

質疑というよりも、今後のこの予算審査のときの、執行部対応の関係ですけれど、今、財政課長のほうから御説明をいただいたんですけれど、総括ということも含めてということであるんですけれど、具体的にはもう繰越金だけというそういう内容です。ですから、いわゆる審査の合理性といえますかね。ということから考えても、もう一緒にこういう予算額をそんなに多額なものではないというようなことなどもありますので、一緒に執行部に入ってもらって、そしてその全体像を説明いただいた上で、質疑をするというような形にできないのかなというふうに思うんですよね。それで、当初予算だとか、そういう、この非常に全体像を議論しなければいけないというときには、今のようないいかなというふうに思うんですけれど、ぜひ、できれば今後の対応として、その辺の工夫をしていただきたいなということ、これはお願いをしておきたいというふうに思います。総括的にということですが、部長のほうから先ほど口述のほうでありましたように、実際には特定財源をこの財源として、コロナ感染症の緊急対策のために活用するというようなことなどがありますので、そのことについては、これまで議論してきたことでもありますので、ですが、私はそ

の進め方の問題で、そういうふうにとちょっと工夫をできないのかというのを申し上げておきたいと思いますけど。コメントがあればどうぞ。

○総務部長（橋口洋平君）

実は、私も同様のことを考えていたところなんですけれども、どの辺まで、例えば予算総額が幾ら以上であればとか、そういった形の分を、また事務局とも協議しながら、今後の進め方というのを検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで総括及び総務部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時34分」

「再開 午前11時35分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、企画部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（出口竜也君）

議案第54号令和4年度霧島市一般会計補正予算（第4号）のうち、企画部所管の予算の概要について、説明いたします。地域政策課につきましては、国の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業を活用したく元気なふるさと再生事業に係る経費と、一般財団法人地域活性化センターの移住・定住・交流推進支援事業を活用したく移住PR・体験事業に係る経費を計上しています。DX推進課につきましては、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会の市町村振興助成金を活用したく市地域情報基盤整備事業に係る経費を計上しています。次に、議案第56号令和4年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、企画部所管の予算の概要について、説明いたします。DX推進課につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したく情報化推進事業に係る経費を計上しています。以上、企画部で所管する歳出予算の説明を終わらせていただきますが、その詳細や、歳入予算等につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

地域政策課に関する令和4年度一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。補正予算（第4号）説明資料は2ページ、予算に関する説明書は11～12、21～22、25～26ページです。それでは、補正予算（第4号）説明資料に基づき説明します。2ページをご覧ください。歳出につきまして、（目）霧島ふるさと元気再生事業費の補正額は、拡充として2,340万3千円を計上しています。く元気なふるさと再生事業については、国の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業を活用し、持続可能な自治組織の運営・活性化に向け、溝辺町竹子地区内の地区自治公民館が各種団体等と連携して行う自主的な取組を支援するため、竹子地区コミュニティ協議会に補助金2,150万円を交付するものです。財源は、過疎地域持続的発展支援交付金2,150万円を充当します。く移住PR・体験事業については、長期滞在が可能な本市特有の湯治場等でのテレワークやワーケーションにスポットを当て、先輩移住者が移住サポーターとなり、移住者による新たな視点で霧島の魅力を発信するとともに、移住者同士の連携を図ることで、効果的なPRと関係・交流人口の拡大につなげるための事業費190万3千円を増額するものです。財源は、移住・定住・交流推進支援事業助成金190万3千円を充当します。以上で、説明を終わります。

○DX推進課長（野村博昭君）

DX推進課に関する令和4年度一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。補正予算（第4号）説明資料は3ページ、補正予算（第4号）に関する説明書は21～22、25～26ページです。それでは、補正予算（第4号）説明資料に基づき説明します。3ページをご覧ください。く

市地域情報基盤整備事業>については、中山間地域において日常生活に必要な情報を取得できる環境を維持するため、福山町割子田地区のテレビ共同受信施設改修に要する費用として、補助金120万円を同地区テレビ共同受信施設組合に交付するものです。財源は、鹿児島県市町村振興助成金120万円を充当します。次に、DX推進課に関する令和4年度一般会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。補正予算（第5号）説明資料は2ページ、補正予算（第5号）に関する説明書は8～9、16～17ページです。それでは、補正予算（第5号）説明資料に基づき説明します。2ページをご覧ください。<情報化推進事業>については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公共施設のWeb予約システムを導入し、利用者の安全性・利便性を向上させるとともに、施設の利用促進につなげるもので、整備に要する事業費3,000万円を計上しています。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,250万円を充当します。以上で、説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第54号について質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

説明資料の2ページ、元気なふるさと再生事業についてお伺いします。この竹子地区の自主的な取組の具体的な内容を教えてください。

○溝辺総合支所地域振興課主幹（宗像茂樹君）

この事業を使いまして地域の活性化等に取り組むための事業を展開するところがございます。主な予定としては、地域安全見守り隊の活動であったりとか、現在あるふれあいサロンの施設の充実等を図る。あるいは、特産品であるとか、新規の商品の開発、そういったことを今回の事業で予定しているところがございます。

○委員（山口仁美君）

今おっしゃった内容に2,150万円掛かるということによろしいですか。金額が大きかったのか何か大きなことを企画されて、一定の申請があったのかなと思ったので、確認させてください。

○溝辺総合支所地域振興課主幹（宗像茂樹君）

現在、この協議会の中で五つの部会がございます。それぞれこの部会ごとに、事業計画を出しまして、その事業費の積み上げが2,150万円というふうになっております。主な事業の中で、特に経費が大きいものについては、先ほど申し上げました、竹子バルの施設改修費であったり、トイレの新設工事であったりというのがございます。そういった積み上げが2,150万というふうになっております。

○委員（仮屋国治君）

関連で、総事業費の100%交付ということですが、この交付金の支給要件はどのようなものがあるのかお示しいただけませんか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

今回のこの事業については、国のほうで、地方創生と過疎地域等の地域課題解決の取組を推進するというのが主な目的でございます。その中で、これについては集落のネットワーク圏形成を図るのがまず主題の目的となっております。というのは、それぞれの山間部を中心に、自治会等が人口減少であったり、高齢化であったり、なかなかその単独の地区自治公民館であったり、自治会での活動が困難になっていると。これについて、国のほうでは、複数の集落で今度は、協働に取り組んでいく。竹子の場合は、果物であったり、様々な農林水産物がありますので、その中で、単に生活改善、いわゆる見守り隊等の生活改善だけではなくて、そこで、新たな生産物等が生まれる、そういった地域活性までを含めた形での支援ということで、国はメニューをつくっているところで

○委員（仮屋国治君）

竹子がモデルケースなのかなという気はいたしますけれども、今後、この取組を全域の中で広めていくという、計画はございますか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

ただいま申し上げましたとおり、この展開につきましては、複数の集落で取り組むというのがまず基本になっております。そのような中で、例えば牧園地区におきましては、校区単位というのが、6地区自治公民館と校区単位が同じというような地域もあります。現在それぞれの旧町において、地区自治公民館の構成というのは異なるようでありまして、それらの公民館において、今後、このような取組を地域活性化とともに行いたいというような、地域からの自発的な話し合い等が持たれたりする場合は、総合支所とともに支援をしております。今回の事業につきましても、これに至るまでは、住民の合意形成であったり、先進地の研修であったり、課題に何があって、何をすべきかというのを、2年ぐらいかけて実施しておりますので、今後の展開については、そういった地域の声を聴きながら、支援をしてみたいと考えております。

○委員（仮屋国治君）

仕掛けていくというよりも、地元で活動といいますか、動きが見られたときに、声掛けをしていくというスタイルになりますか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

基本的には自発的な取組、その中でこの竹子地区は、一つのモデル事業という形で、進めていながら、今後ほかの地域が進めるときに、竹子地区が今どのような経過を踏んで、どのような形で進めていったかというような、位置付けにさせていただければというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

同じく、元気なふるさと再生事業ですけど、この2,150万円の具体的なその金額がそれぞれどういうものなのかを説明をお願いしますか。

○溝辺総合支所地域振興課主幹（宗像茂樹君）

五つの部会から、それぞれ事業ごとに積算して、積み上げた金額というふうに申し上げました。例えば、農林産業振興事業というものがございます。その中で、大きなものとしたしましては、業務用の冷蔵庫であったり、1坪農園事業というのを予定をしておりますが、それに掛かる管理機の購入費であったり、それから、住環境整備事業につきましては、先ほど申し上げました、竹子バル施設の施設改修工事であったり、トイレがございませんのでそこに新たにトイレの新設をするための事業費。それから、地域魅力アップ事業というのがありますけれど、そこにおきましては、観光アプリの開発、移住定住促進に関しましては、定住促進のための体験をするための家屋の改修工事費であったりとか、あと加工販路事業というのがありますが、そこについては、チャレンジショップの出展経費だったりとか、そういったものが主な経費となっております。

○委員（宮内 博君）

ここは先ほど答弁をいただいた部分ですよね。ですから具体的な金額がどういうものに、どういうふうに配分をされているのかというのをお尋ねをしたわけで、今の答弁は先ほどの山口委員の質問とかぶる内容で、私の質問には答えていないわけですけど。後でその資料を、皆さんに配付してもらってよろしいですか。

○溝辺総合支所長兼溝辺総合支所地域振興課長（堂平幸司君）

今申し上げました、五つの部会から成っておりますが、農林業振興事業、これのトータル額としまして、284万9,000円。それから、住環境整備の部門ですが、これにつきましては、586万9,600円。それから、地域魅力アップ事業の部門では、598万1,400円。それから、移住定住促進の部門では、230万円。それから加工販路促進の部門につきましては、450万円、合計で2,150万円というふうな内訳になっております。

○委員（宮内 博君）

令和4年度の予算総額が全体で約8億円と、国の予算が。というふうになっているようなんです

けれど、ここに書いてある過疎地域持続的発展支援交付金、ここを調べてみると、限度額2,000万円というふうになっているわけですね。それで、2150万円ですからそれを超えているということになるんですが、それはどういうふうに、解釈をすればいいのですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

ただいまの限度額2,000万円というふうに言われましたけども、恐らく、以前の総務省のデータだと思います。今回の事業の募集に当たりましては、基本的な交付金額が1,500万円。それと、専門人材を活用する事業については、500万円の上乗せ。それから、I C等技術を活用する事業については、1,000万円の上乗せ。上乗せ事業が1,500万円ですので、3,000万円の上限額となっております。ということで、差引き計算いたしますと、2,150万円ですので、2,150万円のうち、1,500万円は基本事業、それに膨らました分については、I C等、人材等を活用しているところです。それとあわせて、多額な金額で心配されるのは、後年度の負担です。試算する中で、後年度に維持管理費に、経費が掛からない事業等をしっかりと精査しながら、予算計上しているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

溝辺地区の竹子地区ですか。ここだけが、一応対象になっているわけですね。今この中山間地域がどんだけ疲弊しているか、全体的に見てですよ。人口減。今日横川まで今ちょっと言ってきましたけど駅前の近くでしたけれども。シャッターが閉まっているわけですね。そうしたときに、もう少しこれを全体的に取り組んでいくような、議論はされてないのかまずお伺いします。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

この事業につきましては、令和2年度から、各総合支所長等の集まりであります地域活性化連絡調整会議というのがございまして、そこで、まず情報共有を図りながら、先進地の事例、取組の方向性、取り組む場合はこういった課題があるといったものをまず総合支所と情報共有をいたしております。今委員がおっしゃるとおり、それぞれの地域でいろんな課題がございます。そういうことで、単にお金があるからこれを使うというのではなくて、この地域で何ができるか、何が課題であるか、どうすべきかというのを地域まちづくり計画等も考慮しながら、総合支所と連携して、あわせて本庁とも連携しながら、今後、こういった取組については、支援をしてみたいと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

まず部長にお伺いいたしましょう。今、総合支所にも連携をとりながらやっているということなんですけども、国分隼人地域にも街なかだけじゃない集落はいっぱいあるわけですよ。国分で言えば、6公民館がありますよね。隼人もそれなりにあるんだと思うんですけども。そういうところだけに任せていたら現実的に物が動いていきますか。動いていかないから過疎がどんどん進んでるわけですよ。だからもう少し行政が、例えば、本庁あるいは総合支所のテーブルの上だけじゃなくて前回も、ふれあいバスでも言いましたけれども。もう少し地域に出向いて、活性化を食い止めること。こういう国からの補助金があったりいろんなものがあったりするんであれば、こういうものを使って、全体的にやっていくということ、協議されているんですかそういうこと。

○企画部長（出口竜也君）

地域、それぞれのまちづくりにつきましては、まずはそれぞれの地域まちづくり計画で全体的に取り組んでいただいております。その中では、市職員のサポーターも入りまして、まちづくりの計画のサポートもしているところであります。そういった中で、要望事項も多々ある中で、各部各課で、限られた予算で取り組んでおりますけれども、そういう形で職員も、各公民館に入ってそういうまちの課題、要望事項が多いと思うんですけどもその中で、一緒になって取り組んでいるところです。また各部各課でも、具体的な事業、道路とか環境問題、そういったのに取り組む中でも地域の声も、それぞれ現地に入って聞いておりますし、そういった中で、先ほどありましてとおり、地元の方で、機運が高まったところ、何とかしないといけないということで地域の活性化に取り組んでいこうという、そういった話が出たところは、各総合支所とも情報共有しまして、それなら

ばこういった事業が適用できるのではないかということまで話を進めてきたところでございます。今回の補助事業につきましては、過疎地域と国分隼人等でも辺地地域のほうが、対象になっておりますけれども、そういったこともあって今回竹子地区のほうでこれが適用できるのではないかということで、入ったところでございます。今後ともまたそういった事業を進める中では、御指摘のありましたとおり、地域の意見を聞きながら、何が適用できるのか、こういった補助事業も探しながらしていきたいと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

やっぱり機運が高まったとこだけじゃなくて、機運を高めていくように働きかけていくのも行政の仕事なんです。ですから、ぜひ、そういうふうにしていかないと、もう合併して17年目入って、本当にだんだんまちが衰退していくという地域が本当多いということを感じられずにはいられない状況ですから、ぜひ、努力をしていただくように要望しておきます。

○委員（久保史睦君）

ここで委員の皆様にもちょっとお諮りをいたします。間もなくお昼になるんですけれども、このまま続けてよろしいですか。それではここで一度休憩をしたいと思います。

「休憩 午前12時00分」

「再開 午前12時58分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。それでは質疑を続けます。

○委員（山口仁美君）

先ほどの元気なふるさと再生事業について確認をします。この事業自体は、国の補助金ということなので、審査そのものは国のほうで行われての予算だというふうに理解しているんですけれども。先ほどモデル的なのというようなお話があったんですけれども、ほかの市、ほかの市町村で、既にこの事業を行ってらっしゃるところがあると思うんですけれども。そういったところで、どんな成果が上がっているのか。またどういうふうなモデル事業としてここを見ていらっしゃるのか。あともう一点、この事業を通して補助金が出るわけなんですけど、市のほうは、市としてどのような支援をしようと思われているのか。お願いします。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

まず1点目の国につきましては、それぞれの項目、計画であったり、課題であったり、細かい見積り内容等も全て精査した上で採択を受けております。これまでの事例、複数のところの研修視察等を重ねております。垂水方面での活動等も視察させていただいておりますけども、皆さん御存じでしょうか。つらさげ芋というのを、大野原地区等で、地元の加工品として販売をされております。こういったつらさげ芋を作るための、加工施設を造るための費用に充てたりであるとか。あるいは、耕作放棄地をさらに活用するために、そういった機械器具等を購入しまして、耕作放棄地の解消。それからあわせて、単に耕作放棄地から米等を作るだけではなくて、その米をいかにブランド化するか、商品化するか、それから、どこに販売するかという、そういった、出口戦略までをトータルしてやっていくというのが、この事業の大きなメリットでありまして。そのような事業をして、持続可能な事業展開、いわゆる、その後も補助金を頼るのではなくて、自ら特産品開発等に伴う収益事業で、自治活動を継続していく。廃校後のプールでニジマスを養殖して、そういったものを季節的に販売するといった事業であったり。中には、鳥獣害防止対策を全体で行ったりとか、様々な事業をこの事業を使って展開しております。一つ、以前と違うのは、ハード事業に頼っていたところがありましたけれども、現在は、そういったハード事業ではなくて、やはり、ソフト事業を重視しながら、持続可能な事業展開を進めるように、計画を策定しているところです。

○委員（山口仁美君）

ほかの地域もそうなんですけれども、補助金に頼らずというような言葉がありましたけれども。この事業そのものが、自主的な取組にかかる費用を補助するものということで、今後は、今から行

われるこの事業を通して自活をしていく予定だというような理解でよろしいでしょうか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（今吉直樹君）

関連しまして、先ほどからの竹子コミュニティ協議会の事業とその財源の過疎地域持続的発展支援交付金の件なんですけど、この霧島市において、一つの申請しかできないのか、それとも複数できるのか、その確認をお願いします。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

基本的には、複数の申請はできます。ただし、本年度、この過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業で採択されたのは、全国で18件、資料の中でいくと、同じ自治体で二つ以上の採択というのは、確か、なかったと考えております。ですからどうしても国としても、地域配分としては、各県への配分等も考慮しながらということですので、申請はできますけれども、その採択ができるかというのは、その内容によるかというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

続きまして移住PR・体験事業について、お伺いをします。ここに委託料として90万円、計上が内訳にあるんですけども、この委託の内容をお知らせください。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

今回のこの事業につきましては、まず、大きな目的として、移住者の方々と連携して取り組みたいというふうに考えております。それは、移住者の方々が持つスキルであったり、ノウハウ、これを存分に活用する。行政が持つPRの手法というのも限定的でありますので、そういった方々と連携をとりたいというふうに考えております。そういった連携をつくる場、キックオフイベントであったり。それから講演会であったり、そういったイベントを開催するに当たりまして、会場のセッティングであったり、講師との連携であったり、それからプログラムの進め方であったり、こういったものについても官民連携して取り組むということで、それらの業務について、一部を委託するものでございます。

○委員（山口仁美君）

この事業全体の年間のスケジュールはどのようになりますでしょうか。今、講演会であるとか、イベントが主体のものなのか、年間通して何か継続的にやるような内容になっているのか、内容をもう少し詳しくお願いします。

○地域政策課主幹兼中山間地域活性化グループ長（今村伸也君）

まず、7月から12月にかけてなんですけど、セミナーの告知、本市のPRを行いまして、9月に移住サポーターの取りかかりとしましてのキックオフセミナーということで行う予定としております。で、10月から12月にかけては、そのセミナーを全3回行う予定としております。

○委員（山口仁美君）

全3回のセミナーに向けて、キックオフ等もするということなんですけれども、190万3,000円を費やして、何組ぐらいの参加者を見込んでいらっしゃるのか。今の時点でどういう成果を出そうと思われているのか、お伺いします。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

これまでのオンラインイベントであれば、大体30名とか20名とか、そういったのを行政側が想定して、実施するのが一般的であります。今回のこの事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、移住者の方々のスキルであったり、いろんな御意見をいただきながら実施していきます。例えば会場であったら、30名程度の会場で30名程度という数字が出てきますけども、オンラインを使う場合に、そこについては、50名になるかもしれないし、100名になるかもしれないと。ですから、今後のこの対象者をどれぐらいにしていくのか。こういったネットワークを使って、数字をはじき出していくのか。これらについても、現時点で私どもが数字を確定するのではなくて、民間の方々

といろいろ話合いながら、どれぐらいの数字がいいのか。どれぐらい大きく広げられるのかというのについても、今後、民間の方々と話合いで進めていきたいというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

今後、その民間の方とというようなことではあるんですけども、予算が費やす以上は、どういう成果目標でいくかというのは非常に大事なところなのかなというふうに私は思います。その上で伺いますけれども、今の答弁であれば、この移住の事業の委託先が、どのようなスキルを持っていらっしゃるかで、大きくこの事業の内容が左右されるのかなというふうに思うんですけども、どういった委託先をどういう基準で選ぶとされているのか伺います。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

委託先については、既に市内を含め、県内で、コワーキングスペースであるとか、あるいはこういったテレワーク等についてのコミュニケーションスキームを持っていらっしゃる事業者をお願いしたいと思っております。ですから、今申し上げましたとおり、事業評価としての数値を掲げるといいうことも大切ですけども、未知数というのが、私の今のところでございます。手法によっては、先般、海外からのオンライン参加というのもありましたけども、コミュニケーションツールを使えば、その委託先からのコミュニケーションの広がりというのは相当なものがありますので、それらについては、少しでも多くの波及効果が望めるのを期待しているところでございます。

○委員（山口仁美君）

なかなかかみ合わないような気がするんですけども、逆に、行政であれば、今までこういった190万円程度あれば、どのぐらいのことができた。それ以上に効果が見込めるであろうことから、この予算になっているかと思うんですけども。事業を、決算のときとか、そういったときに我々が振り返ろうとした場合に、どのように評価すればいいのかが、今の時点でこの予算の状況ではわからないんですけども。これで確実な効果が出るのかなあというところを少し不安に思うんですけども、何かいいアイデアというか、そういったものがあつてこの事業でしょうか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

一般的に申し上げれば、1回のセミナーで20名程度、あるいは30名程度を目標にすればよろしいかと思っております。しかし、今のこの進め方については、オンライン等を使いますので、例えば5万円であっても、10人で済むこともできますし、やり方によっては、30人、50人を対象に、オンラインイベントをすることもできますので、この金額だから、20万円とか、この金額だから30万円という算定数値は設けていないというふうに、考えているところです。

○委員（仮屋国治君）

D X推進課にお尋ねをします。この4号の補正については、D Xがないときには情報政策課の事業であろうというふうに理解するわけですけども。ちょっと違和感があったのは、D X推進課というのは、もうちょっとこう先進的な事業に取り組みされるのかなという気がしたんですけども、今後、D Xと情報政策課の事業のすみ分けといいますか、その辺はどのようにお考えなのかお示しをください。

○企画部長（出口竜也君）

D X推進課が4月1日に設置されたわけなんですけれども、その中で情報化推進グループのほうは、情報政策課のほうから移管をしております。すみ分けなんですけれども、市の内部の電算化業務が情報政策課、そして、おおむね、外向きないしこの新しい取組、こういったのがD X推進課ということで、戦略グループとしてはD X推進計画のほうを今作成しておりますし、今後、また情報化推進グループのほうでは、これまでやってきた、こういった地デジの対応とか、あるいはスマホ教室等も一緒になって、地域に出向いて行っているところでございます。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいですか。はい、それではないようですので、これで議案第54号の質疑を終わります。次に、議案第56号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

D X推進課のほうにお尋ねをいたします。本会議で少しばかり、議論があったんですよね。それで公民館など54か所の施設に対応できるような整備をしていくんだということでありました。市内一円を考えてということだったんですけど、それでどのようなことを想定しているのかというのをもう少しちょっと説明をしてもらえませんか。

○企画部長（出口竜也君）

一般質問のほうでも取上げていただきましたとおり、現在54か所を想定しております。ただこれは固定的なものではなくて、今後、具体的に仕様書などを検討する段階でまた追加等はあるかと思えますし。項目を増やすだけです。そこまで大きな金額の影響はないと思っております。54か所を選定するに当たりましては、各部、各課のほうで、それぞれ所管している施設の中で、このウェブ予約システムを導入したほうが、市民の皆さんが利便性が高いであろうと、広く一般から問合せ量があるような施設ということ想定して出していただいた施設の一覧でございます。一般質問でもありまして、公共施設の予約となりますと、早い者勝ちだけではちょっと困る部分がありまして。利用者の中で調整をしたりとかして、今月はどこで今月はどこでという調整をしているところもあるように聴いております。そういった細かい対応もできるということも必要だと思えます。これもまた考慮して導入していきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

具体的にその54か所というのは、どのような施設なのかというのを御紹介してもらえませんか。

○D X推進課長（野村博昭君）

まず社会教育課関係で申しますと、各公民館、霧島公民館、横川公民館、そして隼人公民館、そして隼人農村環境改善センター、いきいき国分交流センター、サンあもり、天降川地区共同利用施設、そして国分公民館、溝辺公民館、みそめ館ですね。溝辺コミュニティーセンター、福山公民館、このようなどころでございます。商工観光施設関係で申し上げますと、観光案内所、霧島神宮前の。浜之市ふれあいセンター、霧島高原国民休養地、国分キャンプ海水浴場、西郷公園、働く女性の家、丸岡会館、関平温泉というようなどころです。農政畜産課関係でいきますと、国分営農研修センターですね。主なところでいきますと、スポーツ文化・振興課として市民会館、国分運動公園、国分総合プール、海浜公園、北公園、春山緑地公園、児童体育館、隼人体育館、隼人温水プール、隼人庭球場というようなどころでございます。あとはそれぞれの支所の地域振興課で申し上げますと、横川運動公園、牧園みやまの森運動公園、霧島運動場弓道場で牧之原運動公園管理棟、大廻体育館、佳例川体育館、比曾木野体育館、福地体育館、福沢体育館、また社会教育課関係ですが、国分郷土館、隼人歴史民俗資料館、隼人塚史跡館。子育て支援課関係でこども館。あとは、総務課の多目的ホールですね。環境衛生課関係でいきますと、霧島国分斎。そしてまた支所になりますが、牧園地区公民館、三体地区公民館、持松地区公民館、中津川地区公民館、高千穂地区公民館、あとは、子育て支援課関係で国分パークプラザ会議室というようなどころでございます[「それを書面でだしてもらおうか」との声あり]。わかりました。

○委員（宮内 博君）

もうほとんどその常勤体制が整っているところというふうに理解していいんですかね。例えばその公民館ですけれども、そこも、そんな体制で対応できるという施設で理解してよろしいですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

社会体育施設で申し上げますと、常駐しているところもありますし、常駐してないところも場合によってはございます。両方、混在でございます。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

公民館等につきましては、基本的に職員はおります。ただ今、紹介のありました、公民館につき

ましては、まだ調整中ですので、今挙げた公民館からまた変更はあるものかと思っております。

○委員（宮内 博君）

いわゆる常勤体制がないところで、設置をしても、なかなか運用面での課題があるのかなというふうに思ったものですから。公民館であればその社会教育法上の公民館主事を配置をするような体制があるところでない、実際にはなかなか難しいのかなというふうに思ったものですから、その辺の検討はどの程度なされてるのかなということでお尋ねをしたわけですが、

○企画部長（出口竜也君）

御指摘のとおり私も全ての施設を把握しておらず、申し訳ないのですけれども。地区のほうにあります体育館などは、恐らく通常は人はいなかったりするのかなと。支所等の事務所のほうで予約などを受け付けているところもあるのかなと推測したところです。このシステムにつきましては、インターネットがありますと、職員、管理者などは、パスワードなどを利用してどこからでも、施設の予約状況は、把握できますので、そういったこともありますので、有人の施設、無人の施設、そういったところはまた十分考慮しながら設計をしていきたいと思っております。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

公民館等におきましては、配置する職員というのは、必ずしも公民館主事ではございません。別な主事ではない職員とか、そういう方もおります。

○委員（宮内 博君）

要は常勤体制がないところに整備をしても有効に活用できないということになる恐れがあるので、そこのところを確認したわけですが、部長のほうでは、そういうことをよく精査しながら整備をするということでしたので、そのように理解すればよろしいですね。

○企画部長（出口竜也君）

はい。そのとおりでございまして、十分に考慮したいと思っております。

○委員（山口仁美君）

今回この予約システムを入れるわけなんですけれども、最初に利用者登録的なものが出てくると思うんですけれども、今の時点での利用者登録、最初の利用者の方の登録に関しては、例えばマイナンバーカードとか、そういったものを利用して、本人確認も自宅でできるような方向とか、そういうのは考えていらっしゃるのか。今からだと思うんですけれども今の時点での方向性があれば、お伺いします。

○DX推進課長（野村博昭君）

今のところマイナンバーカードを利用する手続になるかどうかということところはちょっと今、即答できないんですけれど、ほかの先進事例、鹿児島市でありましたり、鹿屋市、薩摩川内市っていうところが、もう既に導入して導入しておりますので、そこら辺を参考にして、そのログインパスワードというところの設定などについては、確認していきたいと思っております。

○委員（山口仁美君）

今から入札等されるときに仕様がどうなっているかにもよるとは思うんですけれども、確か鹿児島とかは、最初の登録だけはどうしても窓口等に行かないといけなかったような、感じだと思うので、仮で発行してから、確認を窓口でみたい、何かそういうような流れだったように思いますので、もし、入札される中で、自宅で本人確認までできるような仕様のものがあれば少し考慮していただくとありがたいと思います。もう一点、団体登録の扱いとかも今回は考えていらっしゃるかどうか、もう一点、団体登録をされる場合には、例えば、英語の会とかで年間通して、毎週何曜日に使いたいみたいな、そういった予約の仕方をされている方々も今いらっしゃると思うんですが、その団体登録をされる場合の年間予約の形態についても考慮していかれるのか、あわせてお伺いします。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

先ほどの社会体育施設のことについて申し上げたところなんですけれども、公民館も同じなんで

すけど今現在、年度予約という予約のとり方をしておりますので、この予約システムに関しても同じような取扱いができるようにしなければならないというふうに思っております。

○委員（山口仁美君）

今の年間予約の件なんですけど、今年間で予約をする場合には、その借りる枚数分、例えば年間48回借りるんだったら48回分を同じように紙を日付だけ変えて、書くのが大変だっというような御意見もちよっとあったりしたので、できればこのシステムの中で、年間予約を団体予約という形で、できるのであればそれも、できるだけ簡便な形でできるように、できないかなと思うんですけども、そういった仕様の中で考えていくことは可能ですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

当然利便性を向上していくのが目的なので、そういった方向になるというふうに思っております。先ほどすいません団体登録のことですが、団体のこと何も伝えなかったとこで恐縮だったので、当然、団体で登録していきますので、登録する形は個人、団体、両方あるというふうに思っております。

○委員（今吉直樹君）

同じく、ウェブ予約システムの件なんですけど、大変良い取組だと思っているんですけど、予約がしやすくなるということは、市外の方や、ふだん体育施設を使わない方も気軽に予約ができるということで、市民サービスの向上をこの事業で図った。そのあとの問題としては、施設が借りづらくなったということも想定されるのかなと思っているところです。例えば市外の方が施設を早めに押さえてしまうとか、市民の方が使いたいのに、もう予約でいっぱいとか、そういったのが可能性としてあるんですけど、市外の方と、市内の方の予約のカテゴリー分けとか、その権限の差っていうのが多少あったほうがいいのかというふうに感じたんですけど、その辺りはどのような御意見でしょうか。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

また社会体育施設に関してのことが中心になってきて恐縮なんですけれども、当然、市内の方に利便性が向上するのが一番の目的だと思います。ただ、団体によってはやっぱり市内の方、市外の方、それぞれ混在している場合もございますし、一概に団体で優先度をつけるというのは難しい状況だと思います。システム化する際にどうなるかっていうことはあるんですけども、当然、予約がかぶれば抽せんという形もとれますし、調整という形もとれると思いますので、今から様々な問題が上がってくると思います。そういうのの一つずつ確認しながら、導入を進めていけば、おのずとそういう問題について事前にチェックができるのかなというふうに考えております。

○委員長（久保史睦君）

今のは社会体育施設だけの答弁で、今吉委員が聞かれたのはほかの施設等も含めてという多分見解だったと思うんですけど、今吉委員が求めなくてよろしければもうこのままいきますけれども。

○企画部長（出口竜也君）

御指摘のとおりキャンプ施設などにつきましてはやはり、市外からの利用も多いのだらうと思います。今ございましたとおり早い者勝ちでいいところと、やはり、市民の皆さんとの調整を要するところ、抽せんなどが必要な施設などが出てくるかと思っておりますので、そこはまた、そのような状況に応じた予約ができるように設計をしていきたいと思っております。

○委員（今吉直樹君）

今後の検討をお願いいたします。先ほどの54施設の中に、緑の村が入っていたかどうか。指定管理者が替わって、今年度から新しい事業者が入っていると思うんですけど、キャンプ施設も非常に予約がとりやすくなると、利用率も上がると思っておりますのでの質問です。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

緑の村につきましては、一応入っております。今もインターネット予約は受け付けているんですけど、並行してやって利便性の良い方を使いたいと思っております。

○委員（山口仁美君）

D X推進課のほうにお尋ねしたいんですけども、今回 54 施設、54 か所ということで、予算が計上されているんですけども今年度の予算を受けて今後増やしていくようなことができるシステムになるのかどうか。これをお伺いしたい中身は実は学校の体育館とか校庭とか、そういったところも、教頭先生が非常に予約を調整するのに御苦労なさってるような話もあるので。電話対応とか。なので、このシステムを今回 54 か所を入れて、今後まだ来年度、再来年度でもし予算がついた場合には、追加ができるような、そういう柔軟性ある仕組みになりそうなのかどうかお伺いします。

○D X推進課長（野村博昭君）

この予定をしておりますシステムにつきましては、そういう施設の追加というところが、費用が掛からずに追加できるようになってというような仕組みになっているようでございますので、今後そういう施設が増えたときにも追加はできるというふうに考えております。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

先ほど年間予約の関係でスポーツ・文化振興課のほうで一括して公民館の分も、答えていただいたところでありまして、社会教育課の施設におきましては年間予約というのは、できない施設もございます。

○委員（下深迫孝二君）

スポーツ施設ですけれども、何か同じ団体だけが年間予約を通して、それを使って、たまに申し込んでも同じような団体だけが、長期的に申込みをされているといったような話も聞きました。ですからそういうところが余りその特定の人たちだけに、偏らないように、市民全体で使えるようなことも考えていかないと、一定の人たちだけが使えるというのではちょっと意味がないわけなんで、そこらもしっかりと、調整ができるように、ひとつお願いしたいと思います。

○委員（山口仁美君）

一般質問のときにも少し触れましたけれども、施設によって、まずその利用の形態とかその決まり事は、若干ずつですけれども違う部分があってそれをシステムに落とし込んだときに、ちょっと複雑になるような部分があれば、できれば整理整頓この機会にしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、そういった協議を今後していかれるのかどうかお伺いします。

○D X推進課長（野村博昭君）

はい、御指摘のとおりでございます。今後関係課、D X推進課が中心となって、関係課で協議を重ねていきたいと思っております。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで企画部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時35分」

「再開 午後 1時39分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

議案第 54 号及び第 56 号令和 4 年度霧島市一般会計予算のうち、市民環境部所管の予算の概要について、説明いたします。市民環境部は 4 つの課の補正予算を計上しています。まず、市民活動推進課です。第 4 号補正予算説明資料 2 ページをご覧ください。コミュニティ助成事業について、一般財団法人自治総合センターの決定を受けたことから増額補正を行うものです。次に、環境衛生課です。第 4 号補正予算説明資料 4 ページをご覧ください。(仮称)霧島市クリーンセンターに係る設計・施工監理業務について、増額補正を行うものです。また、一般会計補正予算（第 4 号）に係る

説明書 43 ページに、霧島市国分斎場火葬場改修事業に係る債務負担行為補正も計上しています。次に、国民体育大会推進課です。第 4 号補正予算説明資料 1 ページをご覧ください。国民体育大会等推進事業について、馬術競技会場の仮設施設の設置等が年度内に終わらないため繰越明許費を計上しました。最後に、スポーツ・文化振興課です。第 5 号補正予算説明資料 1 ページをご覧ください。令和 3 年 11 月に発生した事故に対する賠償金を計上しています。以上、市民環境部で所管する歳出予算の説明を終わらせていただきますが、その詳細や、歳入予算等につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

市民活動推進課に関する令和 4 年度一般会計補正予算についてご説明いたします。令和 4 年度一般会計補正予算説明資料は 2 ページ、令和 4 年度一般会計補正予算に関する説明書は 25～26 ページになります。共生協働推進費の「共生・協働推進総務管理事務事業」において、溝辺論地地区自治公民館の活動備品の整備に要する経費として 250 万円を計上しています。一般財団法人自治総合センターが実施している「令和 4 年度一般コミュニティ助成事業」に昨年 10 月に申請していたもので、本年 4 月に決定通知があったことから、今定例会で補正予算を計上したところです。内容については、芝刈機などの活動備品を整備しようとするものです。特定財源は、諸収入で一般財団法人自治総合センターからの補助金 250 万円を追加計上しています。以上で、説明を終わります。

○環境衛生課長（末松正純君）

環境衛生課に関する令和 4 年度一般会計補正予算について、ご説明いたします。令和 4 年度一般会計補正予算説明資料は 4 ページ、令和 4 年度一般会計補正予算に関する説明書は 29～30 ページになります。（仮称）霧島市クリーンセンター整備・運営事業の建設工事に係る施工監理業務委託につきましては、本年度業務の出来高が当初の見込みより増加することから、委託料 2,634 万 7 千円を補正予算として計上し、特定財源として合併特例債 2,500 万円を充当しています。別紙資料「（仮称）霧島市クリーンセンター整備・運営事業に関する施工監理業務委託資料」をご覧ください。本事業の建設費の内訳については、表 1 のとおり、建設工事の「契約額」が 162 億 1,950 万円、このうち「電力会社接続負担金」が 27 億 5 千万円となっており、「電力会社接続負担金を除く建設費」は 134 億 6,950 万円となります。また、表 2 の①、電力会社接続負担金を除く「工事請負費」の各年度の内訳及び割合は、令和 3 年度が 0 円で 0%、令和 4 年度が 3,586 万円で 0.3%、令和 5 年度が 9 億 3,665 万円で 7.0%、令和 6 年度が 21 億 1,805 万円で 15.7%、令和 7 年度が 103 億 7,894 万円で 77%となっています。施工監理業務委託料については、①の電力会社接続負担金を除く「工事請負費」の各年度の割合と同率で按分するとの考え方から、②に示すとおり、令和 4 年度の当初予算については、「債務負担行為の限度額」1 億 9,800 万円を按分した額 59 万 4,000 円を計上しました。しかしながら、ごみ処理施設の施工監理業務につきましては、単なる施工監理のみならず、設計監理や運営マニュアル作成等に係る技術支援などの業務が含まれるため、各年度の想定出来高を委託業者と協議したところ、③に示すとおり見直す必要が生じました。このため、令和 4 年度における当該委託業務の想定出来高は 2,694 万 100 円となり、当初予算に計上した 59 万 4,000 円との差額分 2,634 万 6,100 円が不足するため、補正予算を計上するものです。なお、委託業務全体の契約額 1 億 4,179 万円については、変更はありません。次に、予算書の 5 ページ、予算に関する説明書の 43 ページをお開きください。今回の補正予算における債務負担行為の追加は、第 3 表、債務負担行為の補正のうち、「霧島市国分斎場火葬場改修事業」です。国分斎場は、平成 2 年の供用開始から 32 年が経過し、火葬炉設備の老朽化が進んでいるため、日々の火葬業務に支障を来たさぬよう、令和 5 年度から令和 7 年度までの間、1 年間に 2 炉ずつ火葬炉設備を更新する予定としていました。しかしながら、昨今、施設等の整備・修繕を行う現場等においては、世界的な半導体の生産不足や、様々な資材、部品、薬品等の調達遅れ、働き方改革に伴う工期の延長などによる工期遅れが生じており、当初予定していた令和 5 年度からの事業着手では、令和 7 年度までに火葬炉設備の更新を全て完了させることが困難な状況となってきました。このようなことから、補正予算により債務

負担行為を設定し、今年度から事業者の選定その他の準備作業に着手しようとするものです。以上で、説明を終わります。

○スポーツ・文化振興課長（久木田 勇君）

スポーツ・文化振興課に関する令和4年度一般会計補正予算についてご説明いたします。令和4年度一般会計補正予算説明資料1ページ、令和4年度一般会計補正予算に関する説明書は26～27ページになります。款10教育費 項7保健体育費 目1保健体育総務費、保健体育総務管理事務事業を909千円増額しています。令和3年11月に国分海浜公園で発生したグレーチングの破損に伴う事故に係る賠償金です。特定財源は、雑入で、「全国市長会市民総合賠償保障保険」909千円を充当しています。以上で説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第54号について質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

共生協働推進課、総務管理事務事業についてですが、説明資料2ページです。芝刈機ほか活動備品で250万円とありますが、芝刈機が乗用タイプなのか、どういうタイプなのか、あとのほかの活動備品というのはどういうものかというのをお示してください。

○溝辺総合支所長兼溝辺総合支所地域振興課長（堂平幸司君）

芝刈機につきましては自走式芝刈機になっております。それと、ほかのものにつきましては、背負い式草刈り機、チェーンソー、それから大きなもので申し上げますと、物置などを購入する予定となっております。

○委員（宮内 博君）

クリーンセンターの関係でお尋ねをいたしますけれど、今回2,634万7,000円の追加が必要になったということですが、当初の中で、その辺が詰めが弱かったのかなというふうに思うんですけど、その辺の経過をもう少し御説明いただけませんか。

○環境衛生課長（末松正純君）

一般的な建設工事に関する施工管理につきましては、通常は、現場管理とか、工場の検査それから性能試験の立会い、それから実績報告と審査、そういったような業務になっておまして。これが通常の建設現場の出来高と同じような感じになるものですから、通常は、そういう割合に応じてやるということで。私どもも1億9,800万円の債務負担行為を設定した際には、そういう建設費の割合ということで考えておりました。別紙資料にお示ししておりますとおり、昨年の8月に、事業者を選定いたしまして、別紙資料の表の2の①のところに、工事請負費の割合を各年度ごとに示しておりますけれども、川崎重工側から示されたその年度割というのが、思った以上に令和6年度、7年度に偏るような形になっておまして。これはできるだけ在庫とかそういうものを、工場内に持たないようにとか、そういうことで値段を下げようというような工夫をすることでどうしてもこうふうになってしまうという説明を受けたんですが、そういうようなことでありまして、一般的な建設費の割合と施工管理費の割合というのをリンクさせるというやり方で考えていて、委託業者側も、当初はそういうので、多分できるというような話もあったものですから、そのまま進めていたのですが。実際には、その後、正式に契約したのが年が明けて1月になりまして、その後施工管理業者の事業者選定を開始したということで、実際にプロポーザルで委託業者が決まったのが、1月の末、契約が出来たのが2月7日とか、そういう上旬の頃だったので、予算要求に、その辺をちょっと反映させるのが、スケジュール的に厳しかったというのが実情でございます。

○委員（宮内 博君）

この資料を見ますと、今回2,634万6,100円の追加をしなきゃいけなかったと。計画では令和5年度は2,603万9,200円というような形で、差額が生じるということですが。結果的には、1億9,800万円の予定額であったものが1億4,179万円に収まるというような形で理解をすればよろしいわけ

ですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

その辺がわかりづらくて非常に申し訳ございません。表2の③のところに、委託料、施工管理業務委託料というふうに想定出来高の一番下のところに合計が1億4,179万円というのがありましてこれが実際に契約をした金額になります。この契約金額自体は、最終的に変わらないということで、年度においては偏りがそもそもあったもんですから、そこらを想定出来高に修正し直すと、不足分が生じるので、④に示すとおり、令和4年度については、2,634万6,100円の不足が生じるのでここを補正予算を組むということです。トータルでは、契約額に変更はないということになります。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

今委員のほうが言われました②のこの委託料の部分につきましては、債務負担行為の分の額でございまして、結局、今回の部分については、令和4年度の当初予算を策定する時期が、御存じのとおり12月末ぐらいまでが期限というような状況になります。この施工管理のほうの契約を行いましたのが、先ほど課長も申しましたとおり、令和4年、明けて2月7日という形になっておりますので、2月7日以降の部分の中で、業者のほうと打合せした中での数字というのが、③のほうになったという形で理解いただければと思っております。

○委員（山口仁美君）

国民体育大会の件で確認を一つさせてください。年度内の完成が困難になったというような、口述がありましたけれども、大体どのぐらい時期がずれていく見込みなのか、お伺いします。

○国民体育大会推進課主幹（笹峯毅志君）

事業の完了時期でございしますが、先ほど説明しましたとおり、和牛共進会の仮設施設の撤去後の着工ということで、本来であれば年度内に済むということで想定してございましたけれども、工期がとれないということで、年度をまたぐことが想定されます。完了時期につきましては、来年、馬術のリハーサル大会が6月にございますので、その前までには、施設は全て完了するという事で予定をしております。

○委員（仮屋国治君）

先ほどの宮内委員のところですが、ごめんなさい、頭が悪くてわからない。表2の2番と3番。2番の委託料の総計1億9,800万円なんですけども、2月7日に見直したら、令和4年度については理解できるんですが、総額が1億4,179万円ってなってるわけですが、この差額は何に当たるんですかね。

○環境衛生課長（末松正純君）

②の合計値の1億9,800万円というのは、施工管理業務委託料の債務負担行為を設定した金額になります。この時点では、もうこれしかなかったもんですから、この債務負担行為額をベースに、各年度の建設費の割合で案分をした結果が、59万4,000円という金額になりました。その後、年が明けて、正式に議会の議決を経て建設費の契約が成立して、それから、事業者選定に入って、事業者が選定されて契約を結べたのが2月7日だったということでございますので、このときになって初めて契約額が、1億4,179万円ということになったということです。この金額に合わせて、さらに想定出来高というのを業者と協議いたしまして、その結果、令和4年度にちょっと不足が生じるので、補正を計上するということになったと。ですので、契約額自体には変更は生じないということでございます。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですのでこれで、議案第54号の質疑を終わります。次に議案第56号について質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

けがをされたということなのでどのようなけがをなされたのか、これは確認程度ですけれどもあと、もう1点ですね、写真を見た感じで、非常に腐食が進んでいる様子があったんですけれども周囲に同じようなものがあったらそれは点検、補修、交換等、済まされているのかどうかお伺いします。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

事故の概要について、御説明いたします。昨年11月27日土曜日、午後3時10分ごろです。国分南中学校陸上部の練習に参加していた当時、中学3年生の和解の相手方が、海浜公園の園路、添付資料で、御手元にあるかと思うんですが、右側がソフトボール場になります。左側がフェンスがあるところが水路になって、向こうはまた海となっております。この園路を、ソフトボール場のライト側から、レフト側に、そこの写真の上側から手前側に走って、ランニング中だったんですけれども。その際この写真の右側にある丸をしてあるグレーチング、ここを踏んで、グレーチングが腐食のために、破損をして、左膝の下を負傷したということで、その後、医師会医療センターに救急搬送されて、14針縫うという処置が行われたところです。翌日、施設管理公社の職員それから、日曜日なんですけれども、現場付近を再度、危険箇所がないか確認をして、グレーチングそれから側溝、4か所に応急処置として、カラーコーンを置いたり、立入りできないようなそういう処置をとったところです。その後全て取替え、修繕、グレーチング下の枠の補強、コンクリート蓋の取替え、そういうところを行ったところです。

○委員（下深迫孝二君）

ちょっと関連でお伺いします。ここは非常に海岸が近くて、要するに海水が満潮時期あたりに上がってきて、腐食したんだろうというふうに、想定はできますけれども。今までこれ何で気づかなかったのか。人間が乗って、腐って落ちるぐらい落ちることは、相当腐っているということですよ。鉄筋が中がもう全部。このグレーチングというのは、亜鉛メッキじゃないんですかね。何かしてあって錆びないようにしてるんですけども、これを見たらもう本当に全部錆びてる、人間が乗っただけで落ちたということは。今までこういう管理はされてなかったんですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

指定管理者であります施設管理公社なんですけれども、海浜公園内の遊具につきまして1週間に1回、点検を行っております。公園内の施設につきましては1か月に1回は、点検も行っておたんですけれども、こういうところ、側溝ですとか、そういう、細かいところまでの、確認が不十分であったというふうに考えているところです。

○委員（下深迫孝二君）

基本的に、この道路はどこで管理するようになっているのかお伺いします。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

指定定管者側であると思います。

○委員（下深迫孝二君）

指定管理者が管理をするようになってるんであれば、行政がどういう指導を今までしてきたかということですよ。病院に運ばれるほどの言うならば怪我をしてるわけですよ。例えば、こういうところは、コンクリート蓋に変えるとか、いろんな方法があれば、その腐食防げるということはあるわけですよ。だから上辺だけの指定管理者が点検をしていて、こういう事故につながったんだろうと思わざるを得ないわけですよ。点検ができてなかったからって、指定管理料を、まけてもらっているわけじゃないんじゃないですか。であれば、もう少ししっかりとね、そこら辺は、指定管理者との協議をしていかないと、これがその程度の怪我で済んだからいいけれども。やはりもう一度きちっと点検を、全体的にし直す必要があると思いますが、部長、どうですか。

○市民環境部長（本村成明君）

もう下深迫委員仰せのとおりでございます。先だつての総務環境常任会でも申し上げましたけれども、この大事故を機に、庁内全体で、指定管理受託施設、こういう園路等含めて、海浜公園の場

合も、メインがどうしてもグラウンドでありましたりソフトボール場でありましたり体育館でありましたり、ということになってしまっているいは遊具であったり、その辺を中心に、指定管理者は点検してきていたわけですが、こういう隅々まで含めて、徹底的に点検をするようにということで、庁内で強力な意思統一を図り、令和4年度からは、施設点検マニュアルに沿った形の点検に取り組むようにしているところでございます。今後は、二度とこういうことがないように、指定管理者との連携をさらに強化をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

1点確認をさせていただきたいんですけども、施設を指定管理に出す場合に、軽微な修繕等は、施設の指定管理者のほうで、お金を出すような決まりがあったかなと思うんですけども。こういったグレーチングとか、経年劣化がどうしても出てくるものに関しても、やはり指定管理の団体のほうで、お金を出していく形になるのかどうか、確認をお願いします。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

指定管理のほうは10万円以下の修繕を担ってくださっております。我々のほうではそれ以上の修繕を行っている次第でございまして。今回、事故の後、グレーチング4か所、側溝蓋4か所修繕しておりますけどそれは、10万円超えましたので、市のほうで負担しております。

○委員（宮内 博君）

総務環境常任委員会のほうでも、議論したんですけども、そのときに、チェックシートを資料としていただきたいということで、後ほどいただきました。このチェックシートを見てみますと、いわゆる建物、敷地というふうになっていて4項目あるんですけど、排水工などに排水不良や損傷がないかと。恐らくここだろうと思うんですよね。だから、今回、このチェックポイントの中にもこういう条項入ってるということではあったんですけどもそれが徹底されてなかったということなので、今回の事故を受けて、もう少しより具体的に、記述の見直し等も含めてなされたほうがよしいんじゃないのかなというふうに思うんですけどもその辺は検討されてるんでしょうか。

○市民環境部長（本村成明君）

先ほど申し上げましたように、今御紹介がありましたチェックシートに基づく、いわゆる市でつくっております施設点検マニュアルに沿った形の点検でございしますが、これをやるように徹底を始めたのが、令和4年度でございまして。令和3年度の事故を受けまして、令和4年度からは、今御紹介のありましたチェックシートに基づく点検を統一してやりましょうということでしたので。全く私も、このチェックシートをもう1回見直したときに、宮内委員が今おっしゃったように、この側溝のところ、今御紹介があった敷地の点検のところだろうかと、もう1回、確認をしたところでございました。ですので、市で決めております、チェックシートに基づいて、今後は、全ての施設で、同じような目線でチェックが行われるものというふうに考えています。

○委員（山口仁美君）

先ほどの質問の続きみたいな感じなんですけれども。例えばですけども、施設の方々が今後このチェックシートを見て、1か所ずつ点検をしていったときに、例えばグレーチングが1か所だったら10万円超えないとなれば、その指定管理者の側の負担になりますので、それが積み重なったときに負担が大きくなると、どうしても4か所まとめてとかその10万円を超えるまで待ってから、修繕を出したほうがいいんじゃないかっていう何か心理的に働きそうな感じがして心配なんですけれども。その辺りの1か所からでも危険なところは、市のほうに相談するような、そういうような仕組みづくりってのは議論されてないですか。

○市民環境部長（本村成明君）

非常に難しいところでございますけれども。今回の事例につきましては、先ほど下深迫委員もおっしゃいましたけれども、海水が上がってくるのではないかと、海水は実際は上がってきてないんですが、側溝の水があふれて、少し水浸しになる状況はあったようなんですけれども、設置以来、1回も交換がされていないとかそういうこともございますので、やっぱりケースバイケースといいま

すか。あくまでも先ほど中島主幹が申し上げました、指定管理者の基準があつて定めがある金額以下のものは軽微な修繕ということですので、1か所ずつのグレーチングの場所はその金額が小さくても、やはり、施設を造ってから1回も交換をしてないようなところについては、指定管理者とよく協議をして、やはり市のほうで責任を持って対応していく必要があるのではないかと考えますので、今後また、勉強してまいりたいと思います。

○委員（今吉直樹君）

視点の利用者目線のほうに変えてみたいんですけど。この国分南中の陸上部が、この園路を常用として、練習場として使っているのか、把握していれば教えてください。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

常日頃から使ってるというふうには認識しておりません。ただ、やはり海岸で走り込みをしたりとか砂場で。そういった利用をされたりということはよく耳にしております。そのあと今回は、園路を走ったということなので、常用というわけではございませんので、報告いたします。

○委員（今吉直樹君）

他校も含めて団地で陸上競技の練習であったり、スポーツの実業団とか、それなりのスピード感のある走者が、園路を走るということは、恐らくそこを散歩する方が、事故とか、今回の件とはまた違う事故も想定されるかなと思った次第です。利用申請などはとってらっしゃらないというふうに、先日確認させてもらったんですけど、暗くなったりしたときとかですね、事故のおそれがあったときに、どちらが悪いという部分になってくるとやはり市としては、使用申請をとっていたほうがいいのかというふうに、今回を機に感じたところです。利用者の利便性が落ちるっていうのもまた問題がありますし、ただこういうスポーツでしっかりと使う場合は、学校側等に指導しながら、申請していただいたほうがいいのかというふうに思います。その辺りの御見解を教えてください。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

確かに利用申請というものが今回はございませんでした。基本的に社会体育施設については、利用申請を出して利用していただくのが当たり前だと思います。なので今回のケースも、例えば、第1グラウンド第2グラウンドで走っていただくとかいうふうにしていただければ怪我もなく、怪我のことを言うのはあれなんですけれども、そういう利用の仕方が当たり前だと思います。ちなみにやはり、今吉委員が言われるように、歩く人と走る人とスピードが違うので事故というのも想定されますので、基本的に利用申請を出して許可する場所というのは、グラウンドだったり体育館だったり、そのために、準備されているところでございまして、こういったところで利用申請が出てもちょうと許可はできないのかなというふうに思います。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで市民環境部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時17分」

「再開 午後 2時30分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（八幡洋一君）

議案第54号令和4年度霧島市一般会計補正予算（第4号）の農林水産部総括についてご説明いたします。今回の補正予算は、（款）6農林水産業費の（項）1農業費で3千278万4千円、（項）2林業費で7千433万円、合計1億711万4千円を増額補正しようとするものです。（項）1農業費においては、（目）3農業振興費で、新規就農者支援や有害鳥獣対策のための施設整備を助成する経費

を計上しております。また、(項) 2 林業費においては、(目) 5 森林整備事業費で、林業事業体の施設整備を助成する経費を計上しております。次に、議案第 56 号令和 4 年度霧島市一般会計補正予算(第 5 号)の農林水産部総括についてご説明いたします。今回の補正予算は、(款) 6 農林水産業費の(項) 1 農業費で 2 千 350 万円を増額補正しようとするものです。(目) 3 農業振興費で、担い手の農業用機械や施設整備を助成する経費と、霧島市産の農畜産物をメインとした消費拡大イベント等を助成する経費を計上しております。以上、概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○農政畜産課長(鎌田順一君)

令和 4 年度農林水産部農政畜産課の一般会計補正予算(第 4 号)についてご説明いたします。令和 4 年度霧島市一般会計補正予算(第 4 号)説明資料の 4 ページをお開きください。(目) 農業振興費の農業次世代人材投資事業は、新規就農者育成対策として機械導入を支援する経費及び就農直後の経営確立に資するための経営開始資金 1,498 万 8 千円を計上しており、財源につきましては、全て県補助金となっております。鳥獣被害対策実践事業は、有害鳥獣による農作物等への被害が増加しているため、侵入防止柵を設置し、被害軽減を図るための経費 1,779 万 6 千円を計上しており、財源につきましては、全て県補助金となっております。次に、一般会計補正予算(第 5 号)についてご説明いたします。令和 4 年度霧島市一般会計補正予算(第 5 号)説明資料の 3 ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連として、(目) 農業振興費の担い手経営発展等支援事業は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え資材の高騰などにより厳しい経営状況にある農業者が、農業用機械の導入や農業用施設の整備により「品質の向上」や「規模拡大」などを図り、経営を安定させることに寄与する経費 1,000 万円を計上しています。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が 3,750 万円となっております。ふるさとときばいやんせ基金繰入金を 2,750 万円減額しております。次に、4 ページをご覧ください。農商工連携がんばろう市開催事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により農畜産物の流通等が減少傾向にあることから、霧島商工会議所、霧島市商工会、あいら農業協同組合が連携して開催する霧島市産の農畜産物をメインとした消費拡大イベント等を支援する経費と、イベント時に本市で開催される全共鹿児島大会を PR する経費 1,350 万円を計上しており、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,010 万円となっております。以上で、農政畜産課に関する補正予算の説明を終わります。

○林務水産課長(市来秀一君)

令和 4 年度農林水産部林務水産課の一般会計補正予算(第 4 号)について、ご説明いたします。令和 4 年度霧島市一般会計補正予算(第 4 号)説明資料の 5 ページをお開きください。(目) 森林整備事業費の「力強い木材産業づくり事業」の負担金補助及び交付金 7,433 万円は、鹿児島県森林組合連合会が運営する隼人木材流通センターの施設整備に係る補助金です。財源につきましては、事業費 1 億 4,866 万円のうち、1/2 相当分の 7,433 万円が県補助金です。本予算は、令和 3 年度補正予算(第 17 号)において議決していただきましたが、令和 4 年度に県から補助金交付決定を受けることとなるため、令和 3 年度予算では執行しないこととし改めて計上するものです。以上で、林務水産課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長(久保史陸君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第 54 号について質疑はありますか。

○委員(前田幸一君)

4 ページのほうの鳥獣被害対策実践事業の中に 1,700 万円ほど計上されておりますが、これは防護柵のみでしょうか。

○農政畜産課長(鎌田順一君)

ワイヤーメッシュ、いわゆるフェンスと、あと電気柵も一応入っておりますけれども、今回、先

にワイヤーメッシュのほうから、やるという予定でおりますので、この事業費につきましても、ほぼワイヤーメッシュが占めております。

○委員（前田幸一君）

この前、地元の方から要望をお伺いしてたんですが、なかなか、認めてもらえないということで先送り先送りになっているというふうなお話で、特に、中山間の我々が住んでおります、山の上のほうは、シカ、イノシシが非常に多くてですね、もう庭先まで出てくるものですから、せめてこの田んぼ畑、の鳥獣防止柵について予算がどうにかならないのかというふうな話ですが、柵があるんでしょうけど、そういうふうな説明もしたんですが、この1,700万円で大体、メッシュにおいては、何mぐらいの距離という形で考えればいいんでしょうか。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

申請地区によってその面積っていうのが違ってきますので、例えば広範囲に囲う所もあれば、小単位で囲うところもありますので、ちょっと事業実施地区によってそのメーターについてはお答えしづらい面がございます。先ほどもありましたように、中山間のほうはワイヤーメッシュが非常にウエイトを占めております。下場地区のほうについては電気柵とかの要望があるんですが、電気柵とワイヤーメッシュに比べたらワイヤーメッシュのほうが、断然単価のほうが高いものですから、その年の事業費によって、優先順位を決めておまして、今回牧園につきましては、ワイヤーメッシュをほぼ、導入するような形で、進めるところでございます。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

今グループ長のほうから答弁がありましたけれども、今回、整備する地区の総延長が約14kmです。

○委員（下深迫孝二君）

関連でお尋ねをします。昨年だったと思うんですが、福山のほうから、要するにもう線がぼろぼろなってきたりしててという、話をしましたところ、本庁のほうだったですかね。私電話しましたときに、何とかその1回補助を受けたところでも、再度交付できるように、何とか、今、国のほうとでしたかな。協議をしているというふうなお話だったんですけども、それが今おっしゃったものになっているのかどうかお尋ねします。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

補助を1回やって、もう1回老朽化するのということで、お話を委員会のほうでもいただいたところです。あと国のほうにも確認しまして、耐用年数が電気柵の場合であれば、8年。ワイヤーメッシュであれば14年となっております。この8年を過ぎておれば、2回目の実施も可能ということで、一応国のほうからは回答いただいているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

今回約14kmと今いうふうに説明があったと思うんですが、地域ごとに、やはり長いのはどっか、30年ぐらい前ですか、20年ぐらいなのかな、よくわからんけれども、もらったって電柵だと、福山のほうですよ。ですから、そういうところも、やっぱり均等に配っていただくように、調べれば分かるわけですから、もうとにかくすぐ切れてしまってといったような話を受けておりましたので、そういう形できちっと配分していただくように要望しておきます。

○委員（宮内 博君）

これは今回の予算で計上しているのは、地区ごとにはどういうふうになっていますか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

今回実施予定の地区につきましては、牧園地区が6地区、霧島地区が2地区、全てワイヤーメッシュとなっております。

○委員（宮内 博君）

寄せられている要望件数がどれほどあって、今回、この牧園地区と、霧島市区で8地区ということですけど、それはどのような条件になっているのかですね。今後、計画等も示していただければ

ばと思いますが。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

前年からの積み残しの部分もございます。被害防止策については、積み残しの部分も合わせて、現在まで要望が来ている件数としては、17件でございます。優先順位として、やはり積み残しの部分から先にとということで、実施をさせていただいているところでございますが、先ほども申しましたとおり、国からの予算の配分がありますので、その状況を見ながら、整備していっているところでございます。今回1回目の全部で8件なんですけど、入札をして、また補助残で、また、2回目の入札というのをしていきます。ここで何件というのは申し上げられないんですが、順次、予算の範囲内で、進めていく予定となっております。

○委員（下深迫孝二君）

今おっしゃったのは牧園と霧島だけというふうに今、回答がありましたけれども、去年、ちょっと選挙前でしたかね、福山の地域の方から、そういう御相談があつて、役所に電話して、わかりましたと、できる方向でという話をいただいたんですけども、入ってないっていうのは、ただそれはおかしいんじゃないですか、福山総合支所の国師君のほうに話もきちっと通してあるはずだというふうに私は理解をしていますけども、とにかく細くて切れるんだということで、そこら辺は私と電話で話をされた方はどなたか。課長じゃなかったですか。何か課長に聞いて、何とかかなりそうな話だということでお伺いしたんですが。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

申し訳ございません。今、私の手元にある17件の、地区について福山が入っておりません。その詳細についてはちょっと確認をさせていただいて、また後もって回答ということによろしいでしょうか。

○委員（下深迫孝二君）

はい、ぜひそうしてください。そうでないと、そばにいた職員がですよ。課長に聞いてみて何とかそういう方向になりますというような、私説明受けたんで、そんなら、総合支所に行って申込みだけしとってくださいよという話を、国師君のところに行って話をしたということを聞いておりますから、そうでないと我々がうそってみたいに受け取られてもやっぱ困りますから、ぜひよろしくをお願いします。

○委員（植山太介君）

農業次世代人材投資事業について、確認をさせてください。1,500万円ぐらい、予算がついておりますけども、前期が2名、後期が3名、機械導入で2名ということで新たに事業、農業を始めるとありますけど、大体これぐらいの見込みといたしますか、これぐらいの要望があるだろうということでの数なのでしょうかそこをお示してください。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

今回は機械導入が2名、あと、経営開始型のほうが3名となっておりますが、要望を受けての今回の計上でございます。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

すいません。ちょっと1件、機械導入と経営開始型が1人はダブリです。4名ということになります。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで議案第54号の質疑を終わります。次に、議案第56号について質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

説明資料3ページ、4ページも併せてなんですけれども、今回導入する農業振興事業、2事業とも長引く新型コロナウイルス感染症の影響などによりという、頭から始まりまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が使われているわけなんですけれども、中身を見ますと、機械導入であったりとか消費拡大のPRということになってくるわけなんですけれども、ここで全国的にもこの交付金の使い方というものが問題視されてたりとかしますが、新型コロナウイルス感染症の影響であると担当課のほうでしっかりと根拠づける理由等をお持ちでしたらお示してください。

○農林水産部長（八幡洋一君）

新型コロナウイルスが長引いております。で、物流であったりとか、そういうものがなかなかうまくいかない。それから、工場等の稼働がなかなか100%で動いていないというようなことがあります。やはりこの影響を受けていると。ウクライナの問題も本当に、あわせてなんですけれども、こうすることで、財政課との協議をしながら、交付金を充てていこうということで今回計上しております。

○委員（山口仁美君）

同じく4ページのほうの、がんばろう市開催事業についてなんですけれども。後半のほうで、全共のPRの予算がここに入っているんですけれども、これは全共のこの予算、計上がここでいいのかなというのをちょっと疑問に感じたところなんですけれども。これは、がんばろう市の予算として計上するという形でいいんですかね。

○農林水産部長（八幡洋一君）

今年10月、全共が開催されます。今回、この農畜産物の消費拡大ということで、牛肉をメインにして、野菜とかそういうものを入れて、焼き肉のできるセットを販売しようというような形で考えております。その中で、一昨年ですかね、がんばろう市、牧園の農大跡地で開催をいたしましたけれども、多くの来場者が来られますので、そこに合わせて全共のチラシもつくりながらPRをしていこうということで、ここに計上させていただいたところでございます。

○委員（山口仁美君）

すいません。私の認識がちょっと追いついてないところなんですけれども、全共のPRをするために、その予算立てしている中身はそうですね。それが、このがんばろう市の予算というふうにして計上されているところに何か少し違和感を感じるんですけれども。がんばろう市のための予算ではないんですかね。

○農林水産部長（八幡洋一君）

鹿児島黒牛のPRをしながら、全共にもおいでくださいというような形のチラシを作成して、こられた来場者の方々へPRをしていきたいということで、ここに計上させていただいたところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

今この3ページの、農業用機械・農業用施設整備というのが、コロナのお金がここに来てるわけなんですけれども、これはコロナのお金というのはちょっとおかしいんじゃないですか。なぜかといったら、普通は農業の育成資金というのは、今コロナがきてるから、たまたまお金があるからこれを導入されたという受け取り方をしても、しょうがないような感じですよ。機械の補助金なんていうのは、今までも出してきたけれども、コロナの資金から出たというのは、今までかつて例がないですよ。そこはどのように捉えてらっしゃいますか。

○農林水産部長（八幡洋一君）

交付金の充当につきましては、財政課とも協議をしまして、事業所支援というような形につながるということで、交付金が充当できるのではないかとということで計上させていただいております。

○委員（下深迫孝二君）

これは財政課とも協議をしたということですけどね。どう考えてみても、コロナの資金を、機械

を買うものに充当するというのはね、誰が考えてもちょっとおかしいのではないかなと言わざるを得ない。ほかからも持って行って、充当しているなら、なるほどなどという、当然、支援はしなきゃいけないわけですから、だけど、コロナがあってもなくても、これには支援をしなければいけないのではないですか。コロナのときだけ支援をするんですかそれとも。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

はい、今回のコロナ交付金につきましては、一応、農林水産業者の育成支援にも使えるということでありました。で、この事業につきましては、令和元年度から今年で4年目になっております。今回、昨年度、大体、事業応募者が二十数名いたのですが、10名しかちょっと事業ができなかったということで。予算を増額しまして、希望者にはほぼ採択できるようにしようというようなことで、増額した経緯がありますので、この事業につきましては今後とも継続をしていきたいと思いますが、今回はコロナ交付金も使えるということでしたので、こういたしたところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

誰が考えても、それじゃあコロナがないときには何の資金を持ってくるんですか。今回コロナでたまたまそういう資金があったから使っていらっしゃるんでしょうけど。そこら辺はどのようにお考えですか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

今回コロナ交付金をこれに充てているため、通常でしたら、ふるさとこばいんせ基金を使わせていただいておりますので、今後もそういった形で使っていきたいと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

ほかの名目のやつで使われるというのは分かるんだけど、コロナの資金があったから、それをこっちにも使うといったようなことじゃないかなという気がしてなりません。また、けども、行政のほうで、財政のほうでそれで問題ないとおっしゃるのであれば、問題ないんだろうと思うけど。我々から見たら問題があると言わざるを得ない案件なんで、ちょっとお尋ねしたんです。それはまたいずれ、一般質問等でも調べることができますので、今回は納得しておきます。

○委員（宮内 博君）

がんばろう市の関係ですけど、これはイベントを開催をするということではありますが、時期的にはいつごろを想定していらっしゃるのか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

現在、こちらのほう、商工会議所開催と、商工会、あと、農協が連携して開催する分と、2回計画しております。現在、まず先に商工会議所のほうが、8月の最後の土曜日ですので、8月27日に開催できないかということで計画しております。あと、商工会のほうにつきましては、9月の半ば、3連休があります9月17日土曜日を、今のところを計画しております。

○委員（宮内 博君）

それぞれ会場は別々ということになるんでしょうね。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

会場につきましては、商工会議所の開催は、市役所前のお祭り広場を計画しております。商工会が開催しますのは、始良中央家畜市場を計画しております。

○委員（宮内 博君）

商工会議所に対しては900万円、商工会に対して430万円と、この算定根拠はどういうふうか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

商工会のほう、始良中央家畜市場のほうは室内のほうで行いますので、会場の設営等にそんなにお金がかからない。あと、商工会議所が開催しますお祭り広場のほうは、屋外となりますので、商工会議所の計画ではステージを設けて、そういうステージイベントも開催したいということですので、そういったところで、施設整備の部分で、二つの会場に差が出ているところでございます。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので、これで農林水産部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時00分」

「再開 午後 3時03分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

議案第54号令和4年度霧島市一般会計補正予算（第4号）、議案第56号令和4年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、商工観光部所管の予算の概要について、ご説明いたします。まず、一般会計補正予算（第4号）説明資料の5ページをご覧ください。観光PR課所管の霧島神宮駅及び大隅横川駅から周辺スポットへの二次アクセスの充実を図るためのシェアサイクル推進事業に係る経費について計上しています。次に、一般会計補正予算（第5号）説明資料の4・5ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業関連として、商工振興課所管の市内中小企業者が取り組む新たな市場への販路開拓・IT化等の生産性向上に要する費用の一部を助成する新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業に係る経費と、市内事業者の採用活動に要する経費及び市外在住者へのインターンシップに要する費用の一部を助成するきりJob（ジョブ）マッチング支援事業に係る経費について計上しています。また、商工観光施設課所管の新型コロナウイルス感染リスクの低減を図るために国分キャンプ海水浴場のトイレ・シャワー棟における手洗い場等の自動水栓化及び換気設備等の改修を行う国分キャンプ海水浴場管理運営事業に係る経費については、増額補正を行うものです。以上、商工観光部で所管する歳出予算の説明を終わらせていただきますが、その詳細や、歳入予算等につきましては、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○商工振興課長（池田豊明君）

商工振興課に関する令和4年度一般会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。補正予算（第5号）説明資料4～5ページ、補正予算に関する説明書は22～23ページになります。補正予算（第5号）説明資料で、説明します。4ページをご覧ください。（目）商工業振興費の新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業については、市内中小企業者が、ウィズコロナ・ポストコロナにおける経済社会の変化に対応できるよう、新たな市場への販路開拓やIT化等の生産性向上に要する費用の一部を助成するものであり、一般枠と新規創業・市内事業者取引枠を設けております。一般型については、補助率を5分の3、補助限度額を30万円とし、事業者数を150事業者と想定して4,500万円、新規創業・市内事業者取引枠については、補助率を5分の4、補助限度額を50万円とし、事業者数を100事業者と想定して5,000万円、合計9,500万円を見込んでおり、事務に係る経費568万4千円とあわせて、1億68万4千円を計上しています。財源については、国庫補助金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、7,550万円を計上しており、残りは、一般財源となります。5ページをご覧ください。（目）企業誘致推進費のきりJobマッチング支援事業については、人材の確保と意欲的な人材とのマッチングを支援することで、市内事業者の持続的発展と労働・定住人口の増加による経済の活性化を図るため、市内事業者の採用活動に要する費用及び本市で就労を希望する市外在住者のインターンシップ活動に要する費用の一部を助成するものであります。市内事業者の採用活動に対する助成については、補助率を3分の2、補助限度額を100万円とし、事業者数を40事業者と想定して4,000万円、インターンシップに参加する市外居住者に対する助成については、補助率を3分の2、補助限度額を10万円とし、対象者100人と想定して1,000万円、合計5,000万円を見込んでおり、事務に係る経費572万円とあわせて、5,572

万円を計上しています。財源については、国庫補助金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、4,170万円を計上しており、残りは、一般財源となります。以上で、商工振興課に関する補正予算の説明を終わります。

○観光PR課長（寶徳 太君）

観光PR課に関する令和4年度一般会計補正予算（第4号）について、説明します。補正予算（第4号）説明資料5ページ、補正予算に関する説明書は35～36ページになります。補正予算（第4号）説明資料の5ページをご覧ください。説明の前に、事前に補正予算（第4号）に係る正誤表をお配りしました。正しくは、駅前通り会ではなく、霧島中央通り会ですので、よろしくお取り計らいください。申し訳ありませんでした。観光費のシェアサイクル推進事業については、昨年12月に前澤友作氏からのふるさと納税を指定寄附金として受け入れた上で、令和4年度に繰り越し、ふるさときばいやんせ基金からの繰入金を財源として、本市の観光の課題である二次アクセスの充実のため、霧島神宮駅及び大隅横川駅を基点として、電動アシスト自転車の貸出等の管理運営を行う事業になります。まず、霧島神宮駅については、本年2月9日に国宝に指定された霧島神宮をはじめ、各観光地等を訪れてもらうためのもので、電動アシスト自転車8台を導入予定です。また、大隅横川駅については、周遊スポットである山ヶ野金山跡をはじめ、丸岡公園等の観光地を訪れてもらうためのもので、電動アシスト自転車4台を導入予定です。電動アシスト自転車を導入することにより、単に周遊するための手段としてだけでなく、周遊による観光関連産業への波及効果も期待できるものと考えています。なお、事業主体は霧島中央通り会及び大隅横川駅保存活用実行委員会ですが、自転車の貸出等の管理運営業務については、霧島神宮駅においては、緑の村の指定管理者である有限会社エース美研が、大隅横川駅においては、横川 kito が、それぞれ実施することとしており、負担金補助及び交付金300万円を計上しています。以上で、観光PR課に関する補正予算の説明を終わります。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

商工観光施設課に関する令和4年度一般会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。補正予算（第5号）説明資料5ページ、補正予算に関する説明書は22～23ページになります。補正予算（第5号）説明資料で、説明します。5ページをご覧ください。（目）施設管理費の国分キャンプ海水浴場管理運営事業において、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、風通しが良い環境下でのレジャー活動に注目が集まる中、国分キャンプ海水浴場についても利用者が増加しており、現在の施設では感染症対策を含む利用者ニーズに対応できないことから、利用者の新型コロナウイルス感染リスクの低減を図るため、トイレ・シャワー棟の改修を行うための経費として、設計業務委託料530万円、工事請負費7千150万円を計上しています。財源については、国庫補助金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、4千420万円を計上しており、残りは、一般財源となります。次に、今回改修を計画している主な箇所について、別に配布している資料で補足説明します。別紙の1ページ（施設配置図）をご覧ください。今回改修を行おうとしているトイレ・シャワー棟については、東側のキャンプエリアに近い赤枠で囲った施設になります。次に、別紙の2ページについては、現在のトイレ・シャワー棟の平面図になります。別紙3ページの計画平面図（完成イメージ図）をご覧ください。まず、黄色で示しているトイレ及び更衣室の手洗い場について、手動式から非接触式に改修する自動水洗化が7箇所です。次に、右側の緑色で示している男性用トイレ小便器の自動水洗化が5箇所です。次に、赤色で示しているトイレの洋式化について、右側の男性用が2基、左側の女性用が4基です。次に、青色で示している換気扇及び更衣室を備えたシャワー室を男女各5基、設置することとしています。その他、図面に記載はありませんが、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への改修工事等を行うこととしています。以上で、商工観光施設課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（久保史陸君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議

案第54号について質疑はありませんか。

○委員（植山太介君）

説明資料の4ページ、シェアサイクル推進事業、観光PR課にお尋ねをいたします。新規事業事前評価表を見ると、事業費が、霧島が200万円、横川が100万円と、そこに自転車の購入費。最初の時点でもう修繕費等々が入っている。あと保険料、周辺マップと記載しておりますが今後の維持管理、何年か後の維持管理については、どのような形なんですか。この事業主体が、もう管理するという認識でよろしいでしょうか。そこを、お示してください。

○観光PR課観光振興グループサブリーダー（福本幸一郎君）

御質問にありました、次年度以降の管理ということになります。先ほど課長のほうから御回答がありました、霧島につきましては、霧島中央通り会、大隅横川駅につきましては、大隅横川駅活用活性化実行委員会のほうで、修繕とメンテナンス等を行っていただく予定でございます。

○委員（植山太介君）

電動アシスト自転車ということで、これ大体通常ですとどれぐらい使えるものなのかなという、そこをお示しいただければと思います。

○観光PR課観光振興グループサブリーダー（福本幸一郎君）

1回の充電当たりで大体40kmから50km利用ができるということの伺っております。寿命につきましては、大体、現在市観光協会のほうで、レンタサイクル事業を行っておりますが、やはりメンテナンス等をするに場合であっても、やはり故障とかトラブルとか発生しております。ですので、その市観光協会のお話聞きますと、大体3年から5年で、買い替えをしないといけないということを伺っております。

○委員（植山太介君）

わかりました。では、その後はその3年か4、5年使えると。その後の予定は今のところはないと。取りあえず今回は、3年、4年、5年間その主体で使っていただいて、終了という認識でよろしいのでしょうか。

○観光PR課観光振興グループサブリーダー（福本幸一郎君）

やはり、次年度以降につきましては、今、回答しましたとおり、メンテナンス費用が掛かってきます。ですので、利用者から利用料金を徴収しまして、その利用料金を、次年度以降のメンテナンス費用等に充当し支出する予定でございます。

○委員（徳田修和君）

先ほど、指定寄付金を繰り越してまで行われる事業ということで、時間を使って練りに練っての事業開始ということだと思います。地域の声も多く出ていたような事業とお聞きしてはすけれども、事業開始するまでの経緯等も少し詳しく御説明ください。

○観光PR課長（寶徳 太君）

実はかなり前から検討していた経緯がございます。まずは、昨年11月に霧島神宮の国宝の情報開示がございました。市長指示としては、その前段階で国宝になる予定だから、2次アクセスをどうにかできんかということで協議はいたしております。その当時見積りをとりましたのが、NTTドコモでしたけど、導入費用、あとは、後年度負担含めてかなり、費用が掛かるものでした。買取りにしても、レンタルにしてもかなり費用が掛かります。あえてその金額は申し上げませんが、それだけ掛ける必要があるのかと課内でもいろいろと検討した経緯がございます。そこで、11月ごろになりまして情報開示がされた後に、前澤友作氏のふるさと納税の話がありまして、これはちょっと乗ってみる価値があるなということで、シェアサイクル、霧島神宮駅は当然国宝絡みです。大隅横川駅もついでに上げてみよう。なぜ上げたかといいますと、皆さん御存じだと思いますけど、以前議員をされていまして愛甲さんが、肥薩線の活性化、あとは山ヶ野金山、あとは周遊について、いろいろと考えていらっしやいましたので、これも一緒にあげよう。あとついでに、初午の育成費用もあるよという形で500万円頂きました。それで、令和3年度中に執行しなければならなかつ

たんですけど、繰越しをした上で、ちょっと地元ともじっくり協議をした上で、予算化しようと思
いまして、ある程度一定期間を置いて、やっと予算を計上するに当たったということでございます。

○委員（徳田修和君）

この事業がうまくいくことを願っているところですけども事業主体としまして、霧島中央通り会、
あと、大隈横川駅保存活用実行委員会ということですけどもこの、車両自体はもうそれぞれの駅に
保管するというような、認識でいいんですか。

○観光PR課観光振興グループサブリーダー（福本幸一郎君）

まず霧島神宮駅周辺につきましては、駅前周辺を検討しました。しかしながら、管理する倉庫等
を設置した場合、多額の費用を支出することになってしまいました。ですので緑の村で管理をして
いただいて、緑の村の事業者の方が、それぞれ予約につきましては事前予約制を検討しているところ
です。ですので予約が入り次第、神宮駅のほうに、ピストンで運搬していただくということで今
現在協議を進めているところでございます。あと、大隈横川駅周辺につきましては、近くで営業し
ている横川 kito さんが興味を示していただきました。ですので、横川 kito の敷地内の空きスペー
ス、若しくは店の向かいにある旧原口モーターズ様の空きスペースを活用することで、そこで管理
運営と貸出し等を行う方向で今現在検討しているところでございます。

○観光PR課長（竇徳 太君）

今、担当がそういう経緯を申し上げましたけど、実際ですね、JRとの協議というのが非常に難
航するということころもありましたので、JRの敷地内を避けたという経緯もございまして。その辺
は御理解いただきたいと思っております。

○委員（徳田修和君）

霧島神宮のほうは緑の村ということでしたらしっかりとした施設で指定管理者のいる中での管理とい
うことですけど、大隈横川駅のほうは、それぞれ今候補が出ている、お二方の空きスペースとい
うことですので、また盗難であったりとか、管理上何か欠損、壊れてしまったとかそういう責任の所
在といたしますか、空きスペースを活用させていただきながらの方々の負担にならないような、何か保管料で
あったりとか、何かしらの手だても、考えていくべきかなと思っておりますけど、その確認だけ最後に
させてください。

○観光PR課観光振興グループサブリーダー（福本幸一郎君）

やはりこの電動つきアシスト自転車というのは、高額な自転車でございます。運営するに当た
っては、盗難は考えられるのかなというところでございます。もし自転車が盗難とか、故障した場
合は、まずは、利用規約を作成していただいて、利用者に対しては、今委員がおっしゃったように、
責任所在云々というのが出てきますので、同意書等を提出していただくこととなります。ですので、
方が一、盗難にあった場合等については、責任の所在を明らかにするとともに、利用者の故意で盗
難とかあった場合には、利用申込時に提出していたその同意書に基づいて、自転車購入費を負担し
ていただいたりとか、ということで、検討しているところでございます。あとは、それぞれの自転車
に対して、自賠責及び任意保険にも入っていただくと、利用者に保険料を負担していただくとい
うことで対応したいと考えております。最後に敷地借地料につきましては、今後また事業者と、それ
ぞれの団体と協議して、進めていきたいと考えているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

今のところで、関連して少し質問します。今、メンテナンス料のために使用料をいただくとい
うことだったと思うんですが、その使用料というのは幾らを考えていらっしゃるんですか。

○観光PR課観光振興グループサブリーダー（福本幸一郎君）

先ほど私も答弁しましたとおり、今現在市観光協会のほうで、レンタサイクル事業を実施してい
るところでございます。ですので、市の観光協会のレンタサイクル事業よりも低い料金設定を検討
しており、金額につきましても、両駅周辺のレンタサイクルと同額を設定し、徴収する予定で、検
討しているところでございます。金額につきましては、今、協議を進めておりますので、まだ決定

はしておりませんが、ある程度の数字が出ているところがございます。市観光協会につきましては、1時間当たり700円となっておりますが、今回のレンタサイクル推進事業につきまして両駅については、1時間当たり500円を検討しているところがございます。

○委員（山口仁美君）

今の事業についてお金周りのことだけ少し確認をさせていただきたいんですけども、今回補助金で自転車を買うということになっているんですけども、買った自転車の所有は市も持ち物になるのか、補助で買っていただくことになるので、その団体のほうで、所有をし、維持管理をしていく流れになるのかというところを、まず1点目、お伺いします。

○観光PR課観光振興グループサブリーダー（福本幸一郎君）

それぞれの団体での所有ということになります。

○委員（山口仁美君）

そうしましたら先ほど植山委員のほうから、耐用年数の件もありましたけれども、維持管理も、その方々が責任を持つてするためには、やっぱり収入と支出のバランスがとれてないとよくないと思うんですね。なので、利用料については、その方々が主体になって設定をされるのが適切かなと思うんですけども、それは市のほうで、その400円とか500円とかっていう金額を決めていかれるのか。どちらが主になって金額を決めていくのか、方針をお伺いします。

○観光PR課観光振興グループサブリーダー（福本幸一郎君）

この利用料金につきましては、今現在それぞれの団体と10回ほど協議をしております。それぞれの団体の会長以下、あとその実務者と協議をしているところで、この金額につきましては市のほうから提供した金額ではなく、それぞれの団体から、やはり市観光協会と差別化をしないといけないということで、提案がございました。うれしいことで両団体とも同じ、1時間当たり500円という金額を提示していただいたので、それで進めていきたいと考えているところがございます。

○委員（竹下智行君）

シェアサイクルについてですけども、コース案についてはこれから、実施主体の団体と練っていくんだろうと思うんですけども、現在のところでのこの2か所、横川と霧島でのコースの案のたたき台みたいなのがあればお示してください。

○観光PR課長（寶徳 太君）

神宮駅のほうは、はっきり申し上げて今からです。緑の村の指定管理者が今から考えていくと思いますが、大隈横川駅エリアについては、もう既にうちの商工観光施設課において、肥薩線の周遊マップ等がもうできております。あと、東屋等も設置しております。かつ、山ヶ野金山まで行ってぐるっと回って、約18kmあるんですけど、そのルートが、もう既に確立しておりますので、これプラスkitoさんの思いがある、例えばスポットへの周遊という感じになろうかと思えます。

○委員（竹下智行君）

横川のほうでは、山ヶ野金山というのが目的地になっていくと思うんですけども、先日、鈴木議員のほうからもあったんですけども、山ヶ野のほうには公民館が地区にあるんですけども、そちらのほうにちょっとした資料館があるんです。パネルが掲示されたりとか、昔の金山の歴史のものを置いてあったりとかするんですけども、備品等が本当に少ない状況です。郷土資料館のほうには、たくさん山ヶ野金山に関するものが置かれていますので、これ要望なんですけれども、そちらのもの、多分、現地に行ってみたいという方が多いと思うので、そちらが山ヶ野金山の公民館にたくさんあって、見ることができれば、サイクリングで、その目的地まで行った方が非常に喜ばれるのかなと思うので、そこあたりのまた調整のほうをお願いしたいと思います。

○観光PR課長（寶徳 太君）

総合支所と情報共有を図りながら、そのように進めてまいります。

○委員（下深迫孝二君）

お伺いします。我々も観光特産議員連盟というのがありまして、愛甲氏が一緒に回ったことがあ

るんですが、山ヶ野金山というのはこれは民有地ですよ。ですから、例えば中に入ることも恐らくできないだろうし、その穴が空いている、道路横に空いているところは1か所か2か所を見たことがありますけれども、その道路沿いにずっと走って行って、今おっしゃったように、公民館みたいなのがあって、そこで説明を我々が受けたりした経緯があるんですが。その民有地に立ち入れるような、その一部掘削をしたようなところですよ。そういうものは全くもう考えていらっしゃらないのか。そうでなければ、一般の人が立ち入って、もしけがとかいろいろな問題が出たとき、やはりこれもまたちょっと問題だと思うんですが、そこらはどのように捉えていらっしゃいますか。

○観光PR課長（寶徳 太君）

すみません。その民有地の件は、まだ総合支所と協議はいたしていないところです。したがって今後、協議して、事故等のないよう、回れるところは回れるよう、検討してまいりたいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

今のこの予算を見たとき、それはもう当然そこを通れば、興味のある人は、山の中に入っていったり、何かこう切り取ったところが一部ありましたけれども、金を掘り出したところだと思うんですが、そういうところに、それじゃあ登って見てみようかなあといったようなこともあるのではないかという気がいたします。自分でも回ったから分かるんですけども。それとか掘った穴が空いているところがですね、そういうところにもし入って、落盤でもあった場合が、また事故につながる可能性もあるわけですよ。ですからそこら辺をやはり十分、詰めてやらないと。今、観光、観光ということで、このコロナ禍の中で、観光客も減ってる中で、期待されるのは非常に分かるんだけど、当然もう公費を入れてやるわけですから、事故のないようにひとつやっていただくように、これ要望しておきたいと思いますがどうでしょう。

○観光PR課長（寶徳 太君）

そのように努めてまいりたいと思います。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第54号の質疑を終わります。次に、議案第56号について質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

4ページの、新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業について、詳細といえますか、どのような内容であるのかお示してください。

○商工振興課長（池田豊明君）

新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業になります。これは令和2年度に1回、前回は行っておるところです。内容的には、事業者が販路開拓、また生産性向上に向けた事業に取り組む分について、その費用の一部を補助する事業になります。先ほど口述書のほうでも述べましたとおり、今回、一般型と新規創業市内事業取引枠という形で、二つのメニューを設けております。これにつきましては、前回、令和2年度でやりました実績において、7,000万円ほどの事業、補助金の交付において、取引が約2億円の取引が、事業が行っております。そのときの分につきましては、市内事業者の中で取引が行われたということについては、ちょっと詳細を把握していないんですが、今回それを実績を踏まえまして、その金額が、市内事業者の中で市内で、取引が行われることによって、市内の経済効果も上がるということを考えまして、新規創業と市内取引事業者枠を設けているところです。市内事業者取引枠を設けたことで、その分に誘導するという形で、補助金の補助率を5分の4に上げております。補助限度額も、一般枠から20万円上げまして、50万円という形で上げているところです。

○委員（山口仁美君）

前回この事業を活用なされたところも、改めてこの事業にはまた応募ができるものなのかどうか、確認をお願いします。

○商工振興課長（池田豊明君）

前回、事業を取り組んだ事業者においても、今回改めて取り組んでいただくことは可能としております。

○委員（竹下智行君）

5ページのきりJobマッチング支援事業についてですけれども、人材確保についていろいろなパターンを想定されてると思うんですけれども、例えば、どういうふうな、想定をそれぞれの分野で想定しているのか。分かる範囲でお示しできればありがたいです。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

この、きりJobのマッチング支援事業ですけれども、今、どこの事業者も経営状況環境が厳しいということで、少子高齢化の進展もありまして、人の確保というのが喫緊の課題になっているということでございまして。そこで、一つ目としては、市内事業者が採用活動に要する費用の一部を助成すること。この内容というふうに今言われましたけれども。例えばその企業さんがそれぞれ、毎年、数十万円から数百万円ぐらい、幅のある採用活動を行っておりますけれども。例えばその採用のときに、対面だったり、オンラインでの説明会とか、それから面接会とかですね、そういったのに参加に要する経費であるとか、あるいはそのオンラインで採用活動するに当たっての環境整備に要する経費であるとか、それから、求人媒体の掲載に関する経費とかですね。それから広告媒体を作成する経費とかですね。それから、自分の自社ですね、紹介動画作成に要する経費であったりとか、いろいろその採用活動に関して、企業さんが取り組んでいる採用活動に関しての費用を助成しようとするものでございます。それから、個人に関しては、市外の居住者のインターンシップに要する経費ということで、こちらにおいていただく旅費だったり、宿泊費の一部を助成すると、そういうものでございます。

○委員（竹下智行君）

福祉事業所等は紹介センターを使う事業所もあるんですけれども、そういった紹介センターを使ったときに支払う経費というのは、こういうのは該当するのでしょうか。どうでしょうか。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

それぞれ事業所において、様々な課題があると思うんですけれども、採用の仕方があると思うんですけれども、今あったように、紹介センターを介して、そこに登録をして、例えば成功報酬を払うとか、そんなことをされてるところもあるので、それも技術的な専門的な人を採用するための経費として見ております。

○委員（徳田修和君）

施設管理費の国分キャンプ海水浴場管理運営事業ですけれども、これは、トイレ・シャワー等が新設された場合、この管理に関しては、指定管理者と何かこう特別にまた管理料の設定だったり何かしら変更がかかる部分があるのか確認を。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

トイレ・シャワー等につきまして、シャワーにつきましては今、温水シャワーも考えております。その中でコイン式のシャワーを考えております。そういうコインの料金の回収とか、あと、また使った後の清掃とか、そのようなことも、いろいろと課題が出てくると思います。今後また、指定管理者とは協議していきたいと思っております。

○委員（徳田修和君）

基本的にキャンプ場ですので、管理者はほぼいない無人の時間が多い中、このコインのコイン式シャワーユニットであったり、中には、場合によっては、そこまで小銭を持ち歩く方も最近は減ってきているので、両替機の設置等とかいろいろなことが考えられると思って、ちょっと無防備なお金の管理の状況が生まれるのかなあとと思いますので、防犯カメラの設置なり、その指定管理

者とよく協議をして、今後運営に努めていただきたいと思います。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

貴重な意見ありがとうございます。指定管理者とも協議しながら、使いやすいトイレ・シャワー等を実施していきたいと思います。

○委員長（仮屋国治君）

関連ですけど、和式トイレを3基残す必要があるのかどうか。7,000万円からのお金をかけていくわけですけども、その中で、今後、和式トイレに対する需要というのはそんなにあるのかなという気がするんですけども、どうせするならこの機会に全部、切替えてしまおうとか、そういうほうが賢明ではないかなと考えたりもするんですが、執行部の見解をお聴きしたいです。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

はい、今、委員がおっしゃられたとおり、全て洋式化ということも検討いたしたわけですが、我々所管している施設で、やはり和式のほうがいいという声もございます。というのは、触れたくないというような声もあるようでございます。なので、今回はやはり全てを洋式化ではなくて、やはりちょっと少ない数にはなりますが、和式を残しつつ、あと残りを洋式化というふうにならざるを得ないところなんです。

○委員（仮屋国治君）

どうせなら新しいのに買い換えられたらどうですか。せつかく全体がきれいになられる中で、古い便器をそのまま使わんでもいいような気がするんですがね。検討の余地がありましたら、御検討ください。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

皆さんのニーズもあります。決まった予算でございますので、その中で対応できるようでしたら、対応していきたいと思います。

○委員（山口仁美君）

今のトイレのシャワーの件なんですけれども、先ほど口述の中では、国分キャンプ海水浴場についても利用者が増加しておりという、そういった一文があるわけです。今回のこの図面を見てみますと、女子のシャワー室については、個室が数としては大分減ってるんですよ。この増加する人数に対応できるのか。またやはり男性に比べて女性のほうが使う時間が長いんですよ。そうしたときにここに行列ができるんじゃないかと心配するわけなんですけど、そのような検討はされなかったですか。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

今この可能なスペースの範囲内で設置しようとしたときに、今回、防犯上の面まで含めまして、個室でのシャワーの利用というのを考えましたので、更衣室とシャワーがセットになった部屋を5基ずつ設けることにしております。そうした場合には、今、このスペースでは5基が精いっぱいでしたので、当初はまだちょっと少ない基数だったんですが、何とか5基入れられないかということで再検討いたしまして、今の段階では、今回の考え方になってるところでございます。

○委員（山口仁美君）

9基が5基になったわけなので、言えば、本当に数が少なくなってしまうわけですよ。今後ここに女性のほうだけ行列が大分できた場合、よくこれは女子トイレの件でも出てくるんですけども、行列が大分出てくるようになったときには、また増設等の要望も出てくるのではないかなと思うんですが、それはまたそのとき考えるというようなことで理解してよろしいですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

今までは温水シャワーはなかったということで、シャワーが9基あったということですが、平面図の中では売店の後ろのほうにもトイレ・シャワー棟が中央ということになります。ここは、夏、水しか出ないんですけども、今、夏場につきましては、また休憩棟のところにもシャワーが4連ついているのが3基ございまして、12あります。その中央には5基ずつ男女あります。夏場について

の水の使用については支障がないと考えておりますが、今この温水シャワーができた際、行列ができるようなことが考えられるとは思いますが、その状況を見ながらになると思っておりますが、対応ができたらと思っております。

○委員長（久保史睦君）

はい。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで商工観光部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時48分」

「再開 午後 4時00分」

○委員長（久保史睦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、発言の申出がありましたので発言を許可いたします。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

さきほど農林水産部の中での鳥獣被害対策実践事業の答弁の中で、要望が17件という発言をしましたが、福山地区の3件が抜けておりましたので、全部で20件になります。あと、補助残という、発言をしましたが、入札残の誤りでありましたのでこの2点訂正しておわび申し上げます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第54号及び第56号令和4年度霧島市一般会計補正予算（第4号）及び（第5号）のうち、建設部所管の予算の概要について説明いたします。まず、議案第54号は、空家等対策事業に係る経費及び公園改修事業に係る経費で、総額1,358万円を計上しております。また、第2国分上小川工業団地周辺道路整備事業に係る債務負担行為を設定しようとするものです。次に、議案第56号は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、インターネットで都市計画情報等を公開することで、新型コロナウイルス感染症対策を図ろうとするものです。以上、建設部で所管する歳出予算の概要について、説明を終わりますが、その詳細や、歳入予算等につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

建設施設管理課に関する令和4年度一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料6ページ、予算に関する説明書は39～40ページになります。（款）8土木費（項）5都市計画費（目）4公園費公園改修事業の700万円は、老朽化している日当山温泉公園の遊具改修を行うものです。特定財源は、国県支出金として社会資本整備総合交付金350万円、地方債として公園整備事業債310万円を充当しています。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

建築指導課に関する令和4年度一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料5ページ、予算に関する説明書は37～38ページになります。（款）8土木費（項）1土木管理費（目）2建築指導費空家等対策事業の658万円は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項に基づく、行政代執行による特定空家の除去に要する費用です。特定財源の658万円は、行政代執行の費用として弁償金を徴収予定です。

○土木課長（西元 剛君）

土木課に関する令和4年度一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。補正予算書5ページになります。第3表 債務負担行為補正について、第2国分上小川工業団地周辺道路整備事業を令和6年度まで設定しています。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

都市計画課に関する令和4年度一般会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料6ページ、予算に関する説明書は24～25ページになります。（款）8土木費（項）

5 都市計画費 (目) 1 都市計画総務費 都市計画総務管理事務事業の委託料 2,866 千円は、現在庁内で利用されている GIS (地理情報システム) のデータを活用し、インターネット上で都市計画情報等を公開するシステムを構築するための費用で、窓口での接触機会の低減や、市民サービスの向上を図ろうとするものです。特定財源は、国県支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,100 千円です。以上で、建設部の説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長 (久保史睦君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第54号について質疑はありませんか。

○委員 (宮田竜二君)

空家等対策事業の件ですけれども、朝、現場を見せていただきました。それぞれ2件で今回658万円、補正予算を組んでいるんですけれども、その内訳ですね。隼人と横川それぞれ幾らずつなのか教えてください。

○建築指導課長 (下舞和稔君)

隼人が、232万1,000円。それから横川が425万8,100円となっています。

○委員 (宮田竜二君)

今経緯の資料もいただきまして、それぞれ相続人がいるということなんで、ただ、相続人が隼人、横川それぞれ何人なのか、教えてください。

○建築指導課長 (下舞和稔君)

今現在でお答えします。隼人のほうが、対象が7名です。横川のほうが、4名です。

○委員 (宮田竜二君)

それぞれ今から、行政代執行して、弁償金を徴収していくわけなんですけれども、これは、今の各それぞれの金額を、相続人、一人一人で、そういうのは、どういう徴収のやり方になるのか教えてください。

○建築指導課長 (下舞和稔君)

そこについては、今後また弁護士の先生などとも相談しながら、細かいことは決めていきたい、検討していきたいと思って。

○委員 (宮田竜二君)

今日、現場を見て見せていただいて、もう特に横川のほうはもうすぐにでもしないと台風でも来たら大変なということを感じたんですけれども、今回予算が、補正予算これが議会で通ったら、いつ執行されるのか、いつごろぐらい執行されるのか教えてください。

○建築指導課長 (下舞 和稔君)

今のところの計画でいくと、年度末から、12月か1月ぐらいに着工かなというのが、今後、代執行に向けて進めていくためには、法的な手続が勧告とか、いろいろとありますので、それらを順を追って、今のところ、行くというような形になりますのでまだ、代執行をするまでには、ちょっと時間が掛かるという状況です。

○委員 (仮屋国治君)

関連でお尋ねします。数年前一般質問で、代執行についてお尋ねをしたときに、当時の島内建設部長でしたけれども、所有者又は相続人がおられる土地について、物件については、それらの方々に責任を持って対応していくのが基本だということで、なかなか硬いなという印象を受けておったわけなんですけれども、今回、柔軟といいますか、ちょっと一歩前に出ていただいたような気がしておるんですけれども、代執行を決定するときの条件といいますか、基準といいますか、どのようにお考えになっておられるかお示ください。

○建築指導課長 (下舞和稔君)

現在のところは、建物が倒壊の危険があると明らかにということはもちろんですけれども、建物か

ら道路、あるいは周りの隣地との距離がどの程度離れてるかとか、あるいは前面道路が、交通量が多いとか、あるいは通学路等になっているとか、それから、周りに子供たちに関する施設があるとか、集客というような施設があるとか、それらのものを総合的に判断しながら、対象とするかということを決めていくというようなことになろうかと考えております。

○委員（仮屋国治君）

実際に、実行していくにはまだ間があるということですが、代執行する際には、この相続人たちの了解を得てなされるのか。了解なしでやって、請求されるのか、その辺のところをちょっと教えていただけますか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

一応手続を踏んでいきますので、相手方が解体しないとすれば、もう強制的にこちらのほうで解体をする。その後、掛かった費用を請求するということになる。

○委員（仮屋国治君）

強制代執行になるわけですから、だからリスクは大きいですよ。この指導文書を送った時点でうんとおすんとも言うてこられない相続人たちに、請求をしたとしても入れられないところ多いかと思うんですけども、そういえば今、土地というものがあるんですけども、土地というものを担保といいますか。差引きですとかそういうことは、代執行の中で考えられるんですか。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

一応掛かった費用を請求しまして、相手方が払わないとした場合には、土地を差し押さえるという手続に入っていきます。

○委員（下深迫孝二君）

隼人のほうが232万1,000円と、そして横皮のほうは425万8,000円という説明を受けたわけですが、早とるほうが相続人も7人いて多くて、そしてまた横川のほうが4名、相続人という説明でしたけれども、家の大きさから見て、隼人のほうがちょっと大きいかなって私、感知的に思ったんですが横川のほうも前のほうは崩れ落ちて、いるような状況ですよ。それで何でこんな金額が違うのかなということをおっしゃるから、答弁をお願いします。

○建築指導課長（下舞和稔君）

今の予算上は、一応、横川のほうが、面積が129㎡、隼人のほうが70㎡ということで、それで積算して、予算を組んでいるというところです。

○委員（宮内 博君）

本会議でも若干、質疑をさせていただいたんですけど、代執行法というのはいわゆる憲法第29条にある財産権を代執行という形で、国民の福祉に適合するような形でということで、整備されたのが代執行法だろうというふうに思うんですけども、まず、そのところの解釈を、どういうふうにお考えか、お聞きをしておきます。

○建築指導課長（下舞和稔君）

代執行するに当たりまして、やはり、持ち主の方のそういうあれもあるんですけども、周りの方々、地域の方々に与える影響というのが非常に大きいということで、本当であれば本人さんが自主的に解体ということをしていただきたいんですけども、なかなかそれが、できないと、進まないということになりましたら、やはり、周りの方々のそういうものを守るという意味からも、行政側で、解体をせざるを得ないのかなと考えております。

○委員（宮内 博君）

おっしゃるように周りに与える影響という、事故の可能性であったりとか当然あるわけですので、憲法の中にも公共の福祉に適合するよという、1項が設けられて、それで適合しないようであれば、ほかの法律で対処できるというふうになってますから、恐らくそういうことだろうと思うんですね。それで、現地を見させていただいて、2か所とも大変危険な状態。そしてすぐ近くを道路が走って、通行人、あるいは通行車両通り、危害が及ぶという危険性っていうのが、当然、両者と

もあるというのは認識をしたんですけれど、一つ気になるのは法律の第14条の第2項の中に、相当の期間を経て、勧告をできると、こういうふうになってるんですよね。それで、先ほど、経緯についての文章を出していただいたんですけど、この隼人の関係ですけれど、新たな相続人が令和2年に判明したというところがありますよね。それで、過去の経過をたどると、平成27年から、取組をしているということで、一定の期間を経てるんですけれど、この新たな相続人が発見された、確認されたというのは、一昨年の話ということになるんですが、いわゆる、法第14条第2項の中にある、相当の期間というこの部分で大丈夫なのかというふうに思うんですけれど、その辺はどんな議論してるんでしょうか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

法第14条第2項の相当な期間を設けて必要な措置を勧告するというこれについては、勧告をする際に、相手方にその解体を実際行うために猶予期間をしっかりとって、勧告の期間、いつまでに撤去しなさいということ、相手に通知すると。そのときの相当な猶予期間という意味での猶予期間ということで、勧告を打つまでの、前段での期間ということではなくて、勧告を打って、それから相手方が、実際、その解体をして、完全に終わる、その期間を猶予期間を十分取って、相手方に通知する、そういうことになる。

○委員（宮内 博君）

私が申し上げたいのは、こっちの相続人を全て掌握できてなかったと。令和2年まで。ということなので、全員にいわゆる勧告をする文書っていいですかね、文章で出すんだろうと思うんですけど、その辺が周知されてたのかどうかというところの部分で不安はないですかということ聞いてるわけです。

○建築指導課長（下舞和稔君）

これまでに出した文書の中で、対応しない場合は、そういう勧告、そういうものを実施しますよということは、相手方に文書の中でしっかりと書いたもので通知を行っておりますので、相手方は、そういうことは知っているということになります。

○委員長（久保史睦君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時20分」

「再 開 午後 4時21分」

再開します。

○建築指導課長（下舞和稔君）

現在のところの文書は、14条1号の文章です。勧告、第2項の文書は今から送付しますので、また現段階では、相続人には、文書はまだ発送はしておりません。

○委員（宮内 博君）

そういうことなんですね。いやそここのところの確認がちょっとできなかったもので、申し上げてるわけですけど。ということは14条の2項の件についてはこれからやると。当然相続人全員に対して文書で勧告をするということになるんでしょうけれど、そういうことだということで確認をしました。ということは14条の1項だけで今、準備をしているという。これもまだ準備の段階ですよ。一応、助言又は指導はしたということでもよろしいんですか。それに従わなければ、行政代執行で、行政側で取り壊して、その分を請求しますよというところまでは、相手方が認識をしてるということではないんですか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

現在のところは、先ほど言いましたとおりまだ勧告は送ってませんが、14条1項で、送った文書の指導助言の中で、今後そういう解体等がなされない場合は、勧告等を行いますよということは、知らしめてあります。

○委員（宮内 博君）

もう一つは、新たにこういう段階に一步踏み込んでいくということで、相続人全体で11人いらっしゃるわけだけど、何らかの動きがないのかなど。強制執行だけは何とかとめなきゃいけないというような形で、あればお示してください。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

隼人の真孝のほうについては、今現在、7名と言いましたけど、もともとはまだたくさんいらっしゃいました。それで今まで指導している中で、財産放棄をされるということで、財産放棄されて、そういう中で今現在、7名残っているということです。それから、横川のほうについては、4名、これも、まだたくさんいましたけど、財産放棄をされて、ほとんど財産放棄される方は血筋的に相当遠い方々が出てきて、現在4名というふうになっているということです。

○委員（宮内 博君）

相続の放棄をしたということで理解すればよろしいですね。それを受けて、いわゆる相続放棄をする人たちは増えたけれど、自分たちでやろうよというようなところに、なるような動きってというのはないわけですか。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

横川のほうにつきましては、先週、来られて、その相続人の方。取りあえず、解体する方向で考えたいということで、今、自主的に解体する方向で今進んで、それがちょうど先週でした。

○委員（宮内 博君）

それは自分でやりますと、行政代執行まで、打たれなくてもということですよ。そういう動きがあるのであれば、本来ならその相続人の人たち、所有者の人たちがやらなきゃいけないということですので、そういう動きにつながるものが非常に大事なのかなというふうに思うんですけど、隼人の件については7人いらっしゃるということですから、人数が多いだけに、結局、そういう強制執行されても、それぞれの費用は、当然、分散するということに、なるわけですけど、ただこれまで長年そういう形で取りかからなかったということで、今後心配されるのはその資金が回収できるのかという部分がどうしてもついてくるわけですけども、それは、最終的にはどういう手段で徴収するというふうになりますか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

先ほども御説明しましたが、請求して取れないとした場合には土地を押さえますので、特に隼人の真孝のほうも道路付きの土地ですので、十分その売却で解体費用が徴収できると考えています。

○委員（宮内 博君）

それはこの税金の滞納とかそういうのに先行してそれよりも先に、今言った手段を打つことができるという形で解釈ができる行政代執行法の第6条という規定があるんですけど、そういう規定にのっとってやっていくという理解でよろしいですか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

はい、その理解でいいというか、そのとおりです。それで行っていきます。

○委員（徳田修和君）

同じく、空家等対策事業ですけども、隼人は232万1,000円ということでございました。現地を見せていただいたら、飛散防止でベニア打ってあったりネットをかけてあったりとかいうような処置がされていたと思います。そういった費用も含んで請求していくんでしょうか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

事前に行ったものについて、取れるかどうかその辺りも今後また弁護士の先生とも相談しながら、行っていきたいと考えております。

○委員（徳田修和君）

そのことで、1点確認なんですけども、いろいろ通学路等で危ない場所とかいろいろあって相談

を行政のほうにしても、そこは民地ですのでこちらでは絶対に手を出せないで御自分たちでしてくださいというふうなふうにいつも言われるわけですけども。この場合、民地だけど、行政が先にネットを張ったり、いろいろ危険防止のために動かれているということなんですけど、この民有地に行政が先に対処といいますか、手が出せる要件等があるんでしょうか。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

民法第697条、この中で事務管理という項目がありまして、行政の中で、最低限やらないといけないことに関しては、この民法第697条に基づいて執行できるというのがあります。ここをなぜ事務管理を行ったかっていうことなんですけれども、この当時の時点では、所有者が存在していないというふうな解釈で、取りあえず応急処置をしたかったっていうのがあったので、執行したという状況です。

○委員（徳田修和君）

それではこの経緯について書かれていますので、この時点のどの時期にといいいますか、そういう措置を行われた年数といいいますか、その確認だけ最後にさせてください。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

平成31年3月に行いました。

○委員（下深迫孝二君）

関連しますけれども、行ってみましたら雨戸っちゅうんですかね。アルミの新しいやつなんだろうと思って見ましたけれども。四方田団地のほうは、ベニア板が剥がれてしまって、もう非常に見苦しい雨戸が立っています。あれ市がしたんなら、解体するときに外して、そちらのほうに向けていただくとか、再利用の方法も考えていただきたいというふうに思いますが課長どうでしょう。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

相手方から、それに掛かった費用を仮に取れないとした場合には、税金を使って、やったものですので、使えるものは、事前にとって、委員がおっしゃるような形で、再利用できれば。持っている団地に合うか合わないかというのもまたありますでしょうから。できるのであればそういうことも検討はしてみたいと思います。

○委員（植山太介君）

公園改修事業について、1点だけお聞かせください。700万円ということで、改修を行うと、軽くていいので、どのようなことをするか、お示しいただければと思います。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

改修内容につきましては、日当山温泉公園にあります複合遊具、近くにありますが、老朽化しておりますので、その辺の更新というのを考えているところでございます。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですのでこれで議案第54号の質疑を終わります。次に、議案第56号について質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

都市計画総務管理事務事業、6ページのところですけども、ここで確認させてください。インターネットで都市計画情報等を公開することで、来庁者の軽減を図るということで、現在、この都市計画情報等を、来庁されて確認に来られる、相談にこられる方というのが何名ぐらいいらっしゃるものなのかお示してください。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

正確なデータをとっているわけではないんですけども、今回このシステムに載せようと思っていて情報が都市計画課の都市計画用途の地域図、それと建築指導課の建築基準法に基づく道路区分図、それと建設施設管理課の市道台帳を公開しようと考えているところでございますけれども、そ

れぞれ大体1日10件程度のお問合せがあるようでございます。これを3課分ですので大体1日に30件程度のお問合せ、あと役所の開庁日が大体年間242日になるようでございます。1日当たりの件数を掛けたときに年間7,260件程度のお問合せが、あるものというふうに認識しております。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで建設部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時35分」

「再開 午後 4時36分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第54号 令和4年度霧島市一般会計補正予算（第4号）のうち、教育部所管の予算の概要について、説明します。今回の補正予算は、国の委託事業を本市が受託することに伴う経費を追加し、（款）10教育費のうち、（項）3中学校費に、300万円を追加計上しようとするものです。また、債務負担行為の追加をしています。続きまして、議案第56号 令和4年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育部所管の予算の概要について、説明します。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、食材を提供するための経費を追加し、（款）10教育費のうち、（項）7保健体育費に、3,500万円を追加計上しようとするものです。なお、（項）7保健体育費のうち、90万9千円は市民環境部の予算です。詳細は予算説明資料等に基づき、各課長が説明しますので、御審査よろしく申し上げます。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

学校教育課に関する令和4年度一般会計補正予算（第4号）について、説明します。教育部の補正予算説明資料6ページ、補正予算に関する説明書は41～42ページです。（款）10教育費、（項）3中学校費、（目）2教育振興費のいじめ・不登校対策等子どもサポート事業で300万円を増額しています。これは、国の委託事業であるいじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究事業を受託することから、今回計上するものです。財源として、文部科学省からの教育費委託金を同額充当しています。続きまして、補正予算書5ページと、補正予算に関する説明書43ページをお開きください。第3表債務負担行為の追加は、霧島市GIGAスクール運営支援センター業務に関するものです。以上で説明を終わります。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

学校給食課に関する令和4年度一般会計補正予算（第5号）について、説明します。教育部の補正予算説明資料6ページ、補正予算に関する説明書は26～27ページです。（款）10教育費、（項）7保健体育費、（目）5学校給食費の学校給食センター運営事業を3,500万円増額しています。これは、現在の国際情勢の変化による原材料費や輸送コストの高騰に伴い、現在の保護者負担額と学校給食の質を維持するため、学校給食の食材として、市内産を中心とした県内産の牛肉、豚肉、鶏肉を提供するための経費です。補正予算に関する説明書の8～9ページをお開きください。財源として、（目）1総務費国庫補助金、（節）2新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億6,336万1千円のうち、2,620万円を充当しています。以上で説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第54号について質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

いじめ・不登校対策等子どもサポート事業について確認をさせてください。支援する体制を確立することということで、内訳見ますと旅費と、使用料及び賃借料というところに大きな額といいます

か、比較的大きな予算配分になっているかと思うんですが、内容を教えてください。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

今回のいじめ・不登校対策等子どもサポート事業について、概略で御説明いたします。令和2年度、3年度、魅力ある学校づくり調査研究事業という形で、霧島市ですと取り組んでまいりました。その取組につきましては令和4年度全ての学校に広げようということではあったんですが、子供たちの声をきちっと拾い上げたいということがございまして、今回アプリケーションの開発を行いまして、それを基に子供たちのそういった声とか、又はその活用について研究をしていこうというところがございます。内容でございますが、報償費が、全部で300万円という形になります。内訳といたしましては、報償費のほうが、64万5,000円という形になっております。これはいろんな調査アプリ等を研究するときの人件費[同ページに訂正発言あり]という形になってくるかと思えます。それから、旅費が100万円でございますこちらにつきましては、先進校であるとか、そういったところの視察のための旅費という形。それから調査研究に当たっていただく方々の旅費ということになってくるかと思えます。あとそれ以外に需用費、消耗品費、食糧品費、あと役務費、通信運搬費という形で上げております。それから、使用料及び賃借料という形でございます。これについてはタブレットをどうしても変えなくてはいけないということで、子供たちが使っておりますタブレットと同じものを、レンタルの形で借りるという形で、借りながら研究を進めていくという形のレンタル料が110万円という形で計上しております。

○委員（山口仁美君）

内容について今お話いただいたわけなんですけれども、具体的に先進地を視察して、タブレットを何台か準備をして、アプリをどなたかが開発するところまで入っているのか。アプリの開発のための準備の費用なのか、研究の費用なのかというところを教えてください。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

すいません、さっき私が人件費と申し上げましたこれ謝金という形で訂正をお願いいたします。それからの研究に行くための場所という形になりますが、これはもう静岡県東京都それから大阪、千葉、今のところ埼玉その5地区ですかね、考えております。このアプリケーションの開発につきましては既存のアプリで使えそうなものもあるかと思えます。ただ、霧島市の子供たちの実態にマッチするというものについてはなかなか、それも探していかなくちゃいけない部分がございますので、今回は、第一工科大学の教授の方にもいろいろ力を貸していただきまして、開発をしていくという形でございます。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですのでこれで議案第54号の質疑を終わります。次に議案第56号について質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

学校給食センター運営事業なんですけど、非常にありがたい制度だなと保護者としては感じるわけなんですけれども、この予算の使い方なんですけれども、いつからいつの間という形に見られているのか、それとも年度内通してこの全体の予算を使っていく予定なのか。どういう計画でこの予算を執行していかれるのか、お伺いします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回の補正予算、可決いただきましたら、7月はもう献立がもう出来ておりますので、できるだけ早い時期ということでも、2学期が始まって9月から3月までを予定いたしております。

○委員（宮内 博君）

ここでは市内産を中心とした県内産の牛肉などを提供すると、こういうふうにならうたってあるわけですね。始良市のほうに、県の給食センターにそれぞれ搬送するセンターがあるんですけれど、そ

ここでどんな形で県内産、市内産ということで分類をしているのかなってというのはよくわかりませんが、現状がまずどうなっているのかってのをちょっとお聞かせいただいでよろしいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

現状につきましては、まず、それぞれの調理場ごとに、仕入れ、肉類の仕入れは、近くの、精肉店から購入したりいたしておりますけれども、今回、市のほうで食材を提供するというので、試算をいたしましたところ、1回当たり、約530kgの肉が必要になってきます。それを見込んだときに、衛生管理がやはり徹底されていることや、大型の保管冷蔵庫等を保有していること。それから全ての調理場、15か所ありますので、配送できることなどを条件と考えまして、今後、事業者のほうを選定していきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

現状では近くの精肉店から購入しているということですが、その始良のセンターのほうは利用していないということなんでしょうか。

○学校給食課主幹兼学校給食管理グループ長（竹下裕一郎君）

始良のセンターというのは、学校給食会という認識でよろしかったでしょうか。はい、当然、各近くの納入契約している精肉店を含めまして、学校給食会のほうからも納入いただいております。

○委員（宮内 博君）

これが、現状はだから、ほとんど現状でも市内のほうで飼育された牛等の肉を15か所の処理場で入手できる、そういう状態にあるということで理解してよろしいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

学校給食会を含めまして、近くの精肉店などにつきましては、これが全て、市内産、県内産かといいますと、場合によっては、外国産の安い肉を使っていたりとか、そういった、県外のものなども含まれているかと思われまので、今回につきましては、我々のほうといたしましては、市内産を中心とした、県内産の肉が提供できる事業者を選定していきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

ということはまだ、具体的にどこをどういうふうにしていくのかってというのはこれから調査をしていくと。そしてその上で、目的にふさわしい手法で購入できる方法を探していくというふうな理解でよろしいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

それにつきましては、今後、進めていきたいと考えております。

○教育部長（池田宏幸君）

具体には業者と、もちろんその予算が成立しておりませんので、契約はしておりませんが、予算の計上に当たりましては、私どもが求めている目的に沿った納入ができる業者から見積りを頂きまして、今回計上しておりますけれども、当然ながらその業者だけとは限らないと思いますので、今後、契約に当たっては、市のほうが有利に契約できる業者を探して契約してまいるということになってまいります。

○委員（宮内 博君）

新型コロナウイルスの感染症対応の地方創生臨時交付金を活用するという財源になっていまして、だから今、飼料高等で苦しんでいる畜産農家、養鶏もそうなんだろうけれども、そういう市内の方たちを直接支援するという思いがこの中には込められているというふうに思いますので、そのところはしっかり、当然担保して、取り組むということを要請しておきたいと思います。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで教育部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時53分」

「再開 午後 4時54分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

議案第54号令和4年度霧島市一般会計補正予算（第4号）のうち、保健福祉部所管の予算の概要について、説明いたします。この補正予算は、県による新たな助成事業が開始されたことを受け、造血細胞移植者のワクチン再接種費用と、がん患者の医療用ウィッグ購入費用の助成に要する経費を計上するものです。次に、議案第56号令和4年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、保健福祉部所管の予算の概要について、説明いたします。この補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した市民の生活等を支援するため、介護保険料及び国民健康保険税の減免を実施するに当たり、一般会計から介護保険特別会計及び国民健康保険特別会計への繰出しに要する経費をそれぞれ計上するものです。詳細については、担当課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○健康増進課長（小松弘明君）

はじめに、議案第54号「令和4年度霧島市一般会計補正予算（第4号）」のうち、健康増進課関係予算について説明いたします。予算に関する説明書は7～10、15～16、27～28ページ、予算説明資料は3ページです。なお、各課からの説明は、予算説明資料を用いて行います。予算説明資料3ページ、予防費の予防接種事業については、造血細胞移植により免疫が低下又は消失した状態の20歳未満の市民に対し、ワクチンの再接種費用を助成することで経済的負担を軽減し、感染症発生予防や症状の軽減を図ろうとするもので、当該助成に要する経費26万円を計上しました。特定財源として、造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業費県補助金13万円を充当しています。次に、健康増進費のがん患者ウィッグ購入費助成事業については、がん患者が手術、放射線療法又は化学療法に伴う脱毛のために使用する医療用ウィッグの購入費用を一部助成することにより、患者の経済的負担を軽減し、治療と就労等の両立を支援しようとするもので、当該助成に要する経費52万円を計上しました。特定財源として、がん患者ウィッグ購入費助成事業費県補助金26万円を充当しています。以上で健康増進課関係の説明を終わります。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

続きまして、議案第56号令和4年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、長寿・障害福祉課関係予算について説明いたします。予算に関する説明書は6～7、18～19ページ、予算説明資料は2ページです。予算説明資料2ページ、社会福祉総務費の介護保険特別会計繰出金については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した市民の生活等を支援するために実施する第一号被保険者に係る介護保険料の減免に関し、減免額に対する国の財政支援が部分的なものに留まることから、地方負担分について、一般会計から介護保険特別会計へ繰出しを行うものであり、当該繰出しに要する経費38万8千円を計上しました。特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当しています。以上で長寿・障害福祉課関係の説明を終わります。

○保険年金課長（宮永幸一君）

続きまして、議案第56号「令和4年度霧島市一般会計補正予算（第5号）」のうち、保険年金課関係予算について説明いたします。予算に関する説明書は6～7、18～19ページ、予算説明資料は3ページです。予算説明資料3ページ、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した市民の生活等を支援するために実施する国民健康保険税の減免に関し、減免額に対する国の財政支援が部分的なものに留まることから、地方負担分について、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰出しを行うものであり、当該繰出しに要する経費317万3千円を計上しました。特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当しています。以上で、保険年金課関係の説明を終わります。よろしくご審査

賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久保史睦君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第54号について質疑はありませんか。

○委員（植山太介君）

説明資料の3ページ、健康増進課の方にお伺いいたします。がん患者ウィッグの件ですが、ここに記載してあります、26件を対象に2万円の補助と。対象指数を霧島市の評価表を見ると、940人いますよと書いてありますが、26件埋まった時点で終了という形になっているのか、そこら辺のちょっと仕組みを教えてください。

○健康増進課長（小松弘明君）

26人の積算につきましては、県のほうが370人見込んでおまして、県の積算としては、大分県の実績に基づいて計算をしているようです。その計算式に合わせて、本市では26人という数字を出しております。で、予算がなくなった場合ということですが、予算の状況を見ながら、そのときにまた流用なりですね、検討したいと考えております。

○委員（竹下智行君）

関連ですが、このウィッグの金額というのは大体幾らぐらいなのでしょう。

○健康増進課長（小松弘明君）

ウィッグについては、ピンからキリまであるようでございまして、既製品のものでしたら数千円から数十万程度。オーダーメイドでしたら30万円とか、数十万円するものもあるようでございます。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですので、これで議案第54号の質疑を終わります。次に、議案第56号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

介護保険料と国民健康保険税の関係で、収入が減少した市民の生活を支援をするということになっておりますが、それぞれ、介護保険と国保とどういうふうな制度になっているのかをまずお示しをください。減免の制度です。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

まず介護保険の減免ですが、前年度収入に対しまして、3割減になった、介護保険の場合は世帯ではなくて人ですので、そういう方を対象にしています。

○委員（宮内 博君）

そういう方を対象にしているんですけれども、それぞれその所得区分によって減免割合が決まっているというふうに思いますけど、そのところもお願いします。

○保険年金課長（宮永幸一君）

国民健康保険税の課税の減免区分につきましては、すいません、税務課のほうでちょっと答弁することになると思いますが、後の国保特会のほうで答弁することでもよろしいでしょうか。

○委員（宮内 博君）

それはただ制度そのものがやはり説明ができたほうがよろしいのではないのでしょうかと思いますけどね。時間がおしてるということもありますので、後で、それぞれ特別会計の予算書もここで審査することになりますけど、少なくともその制度等については、準備をしておいてほしいということは申し上げておきたいと思います。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで保健福祉部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 5時08分」

「再開 午後 5時09分」

△ 議案第57号 令和4年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第57号、令和4年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

議案第57号 令和4年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要について、説明いたします。この補正は、先ほど一般会計補正予算（第5号）でも説明しました新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した市民の生活等を支援するために実施する国民健康保険税の減免に関し、特定財源を充てるための財源組替の予算措置を行うものです。詳細については、保険年金課長が説明しますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（宮永幸一君）

保険年金課に関する令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページをご覧ください。歳入予算は、(款) 1 国民健康保険税において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した市民の生活等を支援するために実施する国民健康保険税の減免額を、令和3年度の減免額実績額と同額の528万8千円と見込み、減額計上しています。次に、(款) 3 県支出金において、当該減免額に対する国の財政支援分として特別調整交付金を、減免額の4割にあたる211万5千円を増額計上しています。次に、(款) 5 繰入金において、減免額の6割にあたる317万3千円を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して一般会計から繰入れることとしており、同額を増額計上しています。なお、(項) ごとの内訳は、7ページから12ページをご確認ください。次に、5ページをご覧ください。歳出予算については、ただ今歳入予算で説明した国民健康保険税の減額と特定財源の増額について、(款) 3 国民健康保険事業費納付金において財源組替を行うものです。なお、(項) ごとの内訳は、13ページから18ページをご確認ください。以上で、説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、528万8,000円の減額を見込んで計上すると。令和3年度の実績をもとに計上したということですが、まず、この減免の制度そのものがどういうふうになっているかということを御説明をいただきたいと思います。

○税務課市民税グループサブリーダー（袴 貴子君）

国民健康保険税の件ですけれども、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した場合又は重篤な傷病を負った場合ですとか、前の年より収入の減少が見込まれて、10分3以上収入が減少する世帯、あと前年の所得が1,000万円以下である場合、主たる生計維持者の事業所得に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であるということが国保の場合は条件となっております。それによりまして、世帯の所得の割合ですとか合計所得金額によりまして減免額は異なります。

○委員（宮内 博君）

今、説明がありましたけれども、1,000万円以下の所得の方が対象だということですが、所得によって減免割合が違いますよね。そこもちょっと説明してもらえませんか。

○税務課市民税グループサブリーダー（袴 貴子君）

世帯主の所得ですけれども、前年の合計所得金額が300万円以下であるときは全部、400万円以下であるときには10分の8、550万円以下であるときは10分の6、750万円以下であるときは10分の4、1,000万円以下であるときには10分の2という減免割合になっております。

○委員（宮内 博君）

それで、528万8,000円ということですが、令和3年度の実績を基にということですので、令和3年度実績ではどういうふうになってますか。

○税務課市民税グループサブリーダー（袴 貴子君）

合計所得ごとの決定数と減免決定額を申し上げます。10分の10が18世帯、決定額が458万5,100円 [同ページに訂正発言あり]。400万以下の方の10分の8の減免割合が1世帯、減免額が43万8,800円。550万以下の10分の6の世帯数が1世帯、減免額が27万1,600円。合計しまして、20世帯、減免決定額が529万5,500円となっております [同ページに訂正発言あり]。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第57号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 5時18分」

「再開 午後 5時20分」

○委員長（久保史睦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。発言の申出がございましたので、発言を許可します。

○税務課市民税グループサブリーダー（袴 貴子君）

先ほどの減免金額の修正を申し上げます。300万以下であるときの10分の10の減免金額なんですけれども、457万8,500円に修正をお願いします。合計の金額も528万8,900円となります。

○委員長（久保史睦君）

よろしいでしょうか。それでは会議を続けます。休憩します。

「休憩 午後 5時21分」

「再開 午後 5時21分」

△ 議案第58号 令和4年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第58号、令和4年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

議案第58号 令和4年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要について、説明いたします。この補正は、先ほど一般会計補正予算（第5号）でも説明しました新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した市民の生活等を支援するために実施する介護保険料の減免に関し、特定財源を充てるための財源組替の予算措置を行うものです。詳細については、長寿・障害福祉課長が説明しますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

長寿・障害福祉課に関する令和4年度介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。令和4年度介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページをご覧ください。歳入予算は、(款)1保険料において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した市民の生活等を支援するために実施する介護保険料の減免額を、令和3年度の減免額実績額と同額

の64万6千円と見込み、減額計上しています。次に、(款)3国庫支出金において、当該減免額に対する国の財政支援分として調整交付金を、減免額の4割にあたる25万8千円を増額計上しています。次に、(款)7繰入金において、減免額の6割にあたる38万8千円を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、一般会計から繰入れることとしており、同額を増額計上しています。なお、詳細は7ページから12ページをご確認ください。次に、歳出予算については、5ページをご覧ください。歳入予算で説明した介護保険料の減額と特定財源の増額について、(款)2保険給付費において、財源組替を行うものです。なお、詳細は、13ページから14ページをご確認ください。以上で、説明を終わります。

○委員長(久保史睦君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(宮内 博君)

先ほどは国民健康保険税の減免の基準についてお尋ねいたしましたけど、介護保険料についても同様の御回答をお願いしたいと思います。

○税務課市民税グループサブリーダー(袴 貴子君)

新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者ということになりますと、全額ということになります。また、新型コロナウイルスの影響により、収入が3割以上減少することと、前年の所得の合計額が400万円以下であるということになります。

○委員(宮内 博君)

減免割合を所得ごとにお願ひします。

○税務課市民税グループサブリーダー(袴 貴子君)

前年の合計所得金額が210万円以下であるときは全部、210万円を超えるときは10分の8ということになります。

○委員(宮内 博君)

令和3年度の減免実績額と同額ということで、今回、計上しているという説明であります。64万6,000円と見込んでいるということで、前年度実績をお知らせいただけませんか。同時にその減免割合についてもお知らせください。

○税務課市民税グループサブリーダー(袴 貴子君)

前年の合計所得金額210万円以下である10分の10につきましては、6世帯、減免決定額が、47万3,384円。210万円を超える10分の8の世帯数は2世帯、減免金額は17万2,415円。合計しますと8世帯、減免金額は64万5,799円となっております。

○委員(宮内 博君)

確認ですけど、これは介護保険ですので、第1号被保険者、世帯ではなくて人ではないかと思いますが、そこをちょっと確認させてください。

○税務課市民税グループサブリーダー(袴 貴子君)

人数で申し上げますと、10分の10、210万円以下である場合は7人、10分の8、210万円を超える世帯の決定数が3人となっております。

○委員(宮内 博君)

どれぐらいその補足しているのかということだろうと思うんですけど、国保の実績に比べて世帯数、人数ともにですね、少ないのが介護保険だろうと思うんですね。ただ、そのこういう制度そのものがどれほど周知をされているのかということだろうというふうに思うんですけども。まだ連日、感染者が出ているという状況にあって、霧島市でも7,000人を超えるという状況下にあるわけでありまして、もう少し、その制度の周知をですねしっかりやっていくということが一つの課題なのではないかというふうに思いますけれども、どのように対応を考えているのかですね。お聴かせをください。

○税務課長（吉永利行君）

周知につきましては、6月号になりますけれども、霧島広報誌ですね、そちらのほうでしております。あとホームページのほうでも掲載しております。令和3年度におきましては、7月また10月のほうの市報のほうでも掲載しております。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、これで議案第58号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 5時30分」

「再開 午後 5時32分」

△ 議案第54号 令和4年度霧島市一般会計補正予算（第4号）について

○委員長（久保史睦君）

これより、議案処理を行います。議案第54号、令和4年度霧島市一般会計補正予算（第4号）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第54号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」という声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第54号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第56号 令和4年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（久保史睦君）

次に、議案第56号、令和4年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第56号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」という声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第56号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第57号 令和4年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（久保史睦君）

これより、議案処理を行います。議案第57号、令和4年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第57号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第57号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第58号 令和4年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（久保史睦君）

これより、議案処理を行います。議案第58号、令和4年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第58号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第58号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（久保史睦君）

これで議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

[「委員長一任」と言う声あり]

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日予定をしておりました審査を全て終了いたしました。これで、予算常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 5時37分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

予算常任委員長 久保 史睦